

資料編 1. 全体計画の中間取りまとめ（第2回）

全体計画の中間取りまとめ（第2回）

令和4年7月

はじめに

普天間飛行場の跡地利用については、沖縄県と宜野湾市の共同により、「普天間飛行場跡地利用基本方針（平成18年2月）」及び「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画（平成19年5月）」を策定しており、これにもとづき、県市の共同調査や宜野湾市の文化財・自然環境調査、関係者との合意形成に向けた取組を進めてきました。

また沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」や「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月）」を策定しました。

平成24年4月には、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行され、返還前の立ち入りのあっせんにかかる国の義務の規定や土地の先行取得制度が創設されるなど、計画内容の具体化に向けた環境が整ってきています。

平成24年度は、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ検討委員会」において、「跡地利用計画」の策定に向けた中間的な成果となる「全体計画の中間取りまとめ（委員会案）」の提言を取りまとめ、この委員会案をもとに、「普天間飛行場跡地利用計画策定審議委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ」の策定に関する審議を行った上で、沖縄県及び宜野湾市が、「全体計画の中間取りまとめ」を平成25年3月に策定しました。

平成25年度は、「全体計画の中間取りまとめ」をもとに「計画内容の具体化」に向けた県民フォーラムの開催による情報発信、PRキャラバンによる市民意見の聴取等を行うとともに、跡地利用計画策定に向けた「計画内容の具体化」段階における「行程計画」を作成しました。

平成26年度以降は、行程計画にもとづき、県民・地権者等への情報発信、意見聴取や関係機関との調整を行うとともに、「全体計画の中間取りまとめ」における「計画づくりの方針」で示した「今後の取組」等に有識者等への意見聴取や検討会議を通して継続的に取り組んでいます。検討の深化に伴う計画条件の更新に加え、国や沖縄県による広域都市基盤に関する検討の進展により、「全体計画の中間取りまとめ」で示した計画条件から変更が生じています。そこで、返還等の見通しや、文献調査等による現況の詳細把握、有識者検討会議、県民・市民等の意見、関連計画の進捗等の「全体計画の中間取りまとめ」以降の検討経過、社会状況等の変化を踏まえ、跡地利用計画の策定に向けた中間的な成果を更新することとし、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（委員会案）」の提言を取りまとめました。その委員会案をもとに「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）」を踏まえて、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」を策定しました。

目 次

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の位置づけ

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けた取組の流れ | 1 |
| 2. 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の作成方針 | 4 |

I 跡地利用の目標と実現に向けた取組

- | | |
|------------------|----|
| 1. 跡地利用の目標 | 7 |
| 2. 跡地利用の実現に向けた取組 | 14 |

II 跡地の将来像

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 跡地の将来像 | 16 |
| 2. 揺るぎないまちづくりの方向性 | 17 |

III 計画づくりの方針

III-1 環境づくりの方針

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 沖縄振興に向けた環境づくり | 19 |
| 2. 地域の特性を活かした環境づくり | 22 |

III-2 土地利用及び機能導入の方針

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 新たな価値を生み出す「みどり」の創造 | 25 |
| 2. 沖縄振興に向けた象徴となる空間の形成 | 27 |
| 3. 多様な機能の複合によるまちづくり | 28 |
| 4. 土地利用需要の開拓と並行した計画づくり | 33 |

III-3 都市基盤整備の方針

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 幹線道路等の整備 | 35 |
| 2. 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の整備 | 37 |
| 3. 緑地空間等の整備 | 38 |
| 4. 供給処理・情報通信環境等の整備 | 42 |

III-4 周辺市街地整備との連携の方針

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 周辺市街地の改善と連携した跡地利用 | 45 |
| 2. 跡地と周辺市街地にまたがる環境づくりと都市基盤整備 | 48 |

IV 空間構成の方針

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 「空間構成の方針」の役割と内容 | 51 |
| 2. 活用すべき自然・歴史特性の配置の確認 | 53 |
| 3. 要素別の「配置方針」の取りまとめ | 58 |
| 4. 「配置方針図」の作成 | 64 |

V 今後の取組内容と手順

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 今後の取組内容の基本的な考え方 | 70 |
| 2. 今後の計画内容の具体化に向けた取組方針 | 72 |
| 3. 「計画内容の具体化」に向けた継続的な取組 | 74 |
| 4. 跡地利用計画の策定 | 77 |

参考資料

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 参考資料-1 普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会 | 78 |
| 参考資料-2 用語集 | 82 |

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の位置づけ

1. 普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けた取組の流れ

1) 基本方針の策定等

平成8年の「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）の最終報告において、普天間飛行場の全面返還が合意され、平成11年に「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。また、平成14年に策定された「沖縄振興計画」においては、普天間飛行場の跡地利用について、「沖縄県全体の振興に影響が及ぶと考えられていることから、国、県、宜野湾市が連携して、跡地利用の基本方針及び跡地利用計画の策定に向けて取り組む」と定められた。この流れのなかで平成18年2月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。

平成18年5月には、日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」に、嘉手納飛行場より南の米軍施設6施設の返還検討が示され、普天間飛行場は全面返還を検討することとされた。

これらの状況を踏まえ、平成19年5月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定している。

2) 全体計画の中間取りまとめ

平成19年度以降は、「行動計画」にもとづき県市共同調査において「前提条件の整理、計画方針の取りまとめ」に向けた検討を行うとともに、宜野湾市は、自然環境や文化財調査、地権者への情報提供及び意見交換を進めてきている。

一方、沖縄県では「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」や中南部都市圏駐留軍用地跡地を対象とした広域計画である「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（平成25年1月）」（以下「広域構想」という。）を策定している。

また、平成24年4月には「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（以下「跡地利用推進法」という。）が施行され、返還前の立ち入りあっせんにかかる国の義務の規定や土地の先行取得制度が創設されるなど、計画内容の具体化に向けた環境が整ってきている。

平成24年度は、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ検討委員会」において、「跡地利用計画」の策定に向けた中間的な成果となる「全体計画の中間取りまとめ（委員会案）」の提言を取りまとめ、この委員会案をもとに、「普天間飛行場跡地利用計画策定審議委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ」の策定に関する審議を行った上で、沖縄県及び宜野湾市が、「全体計画の中間取りまとめ」を平成25年3月に策定した。

3) 全体計画の中間取りまとめ（第2回）

「全体計画の中間取りまとめ」策定後、平成25年4月には、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」（以下「統合計画」という。）が公表され、普天間飛行場については県内で機能移転後に返還、返還時期は令和4(2022)年度又はその後と示され、このうち東側沿いの土地約4ヘクタールについては平成29年7月に、佐真下ゲート付近の土地約0.1ヘクタールについては令和2(2020)年12月に返還された。

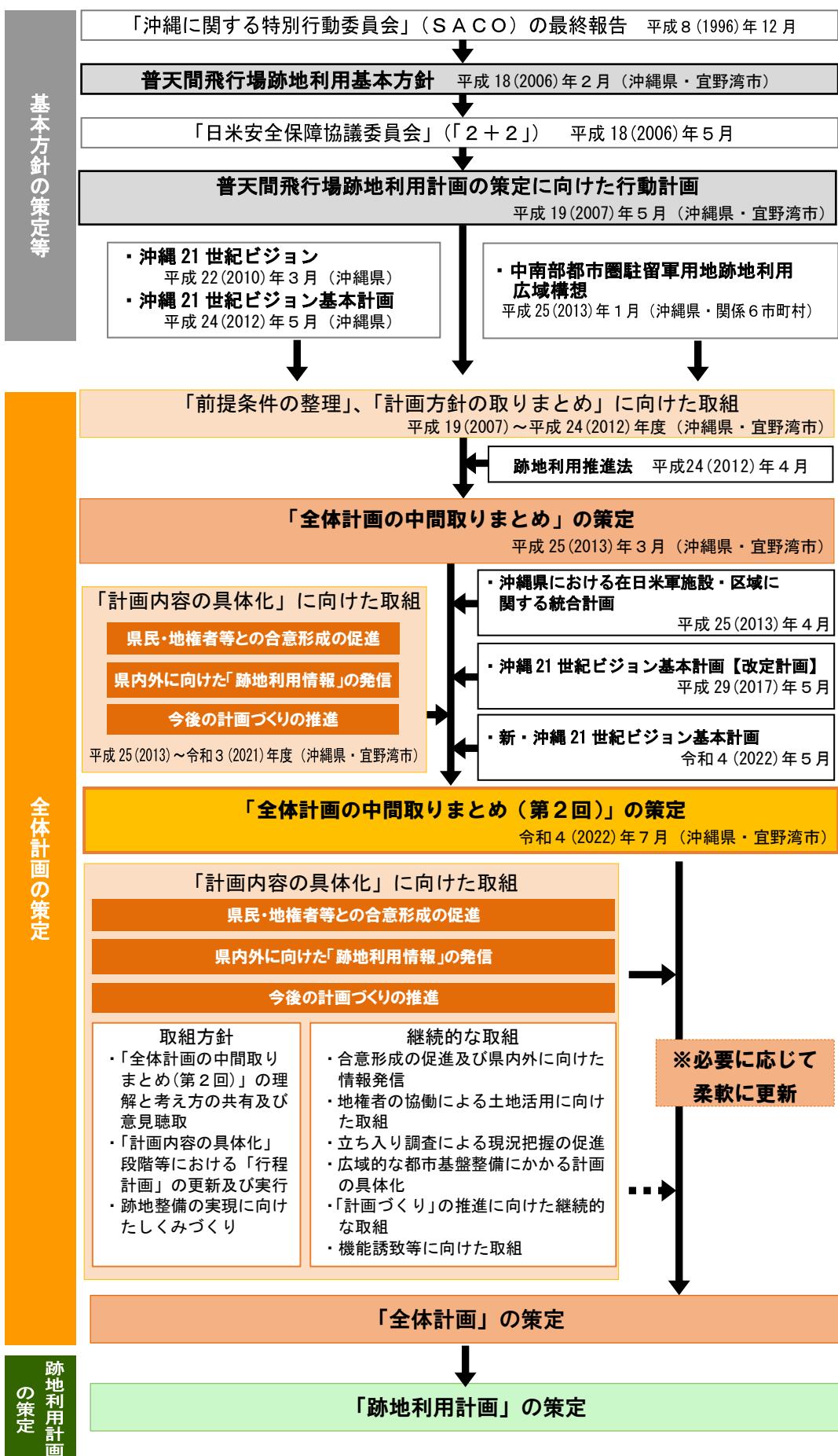
平成25年度は、「全体計画の中間取りまとめ」をもとに「計画内容の具体化」に向けた県民フォーラムの開催による情報発信、PRキャラバンによる市民意見の聴取等を行うとともに、跡地利用計画策定に向けた「計画内容の具体化」段階における「行程計画」を作成した。

平成26年度以降は、行程計画にもとづき、県民・地権者等への情報発信、意見聴取や関係機関との調整を行うとともに、「全体計画の中間取りまとめ」における「Ⅱ 計画づくりの方針」で示した「今後の取組」等に有識者等への意見聴取や検討会議を通して継続的に取り組んでいる。具体的には、跡地利用を図る上で継承すべき普天間飛行場に残る自然・歴史環境資源等の現況を既往文献等から把握し、緑・地形・水等の自然環境と歴史を含む風土に根ざした琉球の文化を生んだ「シマの基層」を跡地の骨格を形成する要素（普遍的資源）と捉え、跡地の自律的発展や高付加価値化に向けて、普遍的資源と都市的土地利用の融合を目指すことを打ち出した。広域都市基盤についても国や沖縄県によって検討が進められており、「全体計画の中間取りまとめ」で示した計画条件から変更が生じている。

そのため、返還等の見通しや、文献調査等による現況の詳細把握、有識者検討会議、県民・市民等の意見、関連計画の進捗等の「全体計画の中間取りまとめ」以降の検討経過、社会状況等の変化を踏まえ、跡地利用計画の策定に向けた中間的な成果を更新することとし、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（委員会案）」の提言を取りまとめ、その委員会案をもとに「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）」を踏まえて、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」を策定した。

4) 跡地利用計画の策定

今後、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」をもとに継続的に「計画内容の具体化」に向けた県民・地権者等の意見聴取や関係機関との調整を行う。また、将来の経済社会の変化、情報通信手段等の技術進歩、県民の嗜好の変化などに対応し得る計画づくりに配慮し、検討状況の進捗に応じて柔軟に中間的な成果の更新を行いながら、立ち入り調査による計画条件（文化財、樹林地、洞穴、地下水系等）の明確化、土地活用の時間軸が明らかになった段階で行う用地需要見通し（立地企業や来住者の進出意向）等を反映した計画更新を行った上で、計画内容を詳細化した「跡地利用計画」を策定する予定である。なお、「跡地利用計画」の前提となる中間的な成果（中間取りまとめ）の最終更新版は、「全体計画」と呼称する。



図一 跡地利用計画の策定までの取組の流れ

2. 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の作成方針

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」は、「跡地利用計画の策定」に向けた中間的な成果として作成した「全体計画の中間取りまとめ」以降の取組経過を踏まえた更新版として作成

1) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の役割

① 跡地利用関係者との合意形成の促進

- 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」では、跡地利用の方針をより具体的に提示することにより、県民・市民・地権者等の関係者の跡地利用に対する関心を高め、合意形成を促進

② 県内外に向けた「跡地利用情報」の発信

- 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」を活用して、県内外の開発事業者、立地企業、来住者等に跡地利用への参加を呼びかける「跡地利用情報」を引き続き発信することにより、跡地利用の実現に向けた機能誘致を促進

③ 今後の計画づくりの推進

- 跡地利用計画の策定に向けた中間的な成果の更新版である「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」で明示する、跡地利用の目標及び跡地の将来像の実現に向けて、現段階での到達点とあわせて、さらに必要な情報の収集、重要な検討課題、今後の計画づくりの手順等を整理し、引き継ぐことにより、「計画内容の具体化」段階における計画づくりを推進

2) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」への更新の視点

① 上位計画等の改定

- 「全体計画の中間取りまとめ」策定以降に策定・改定された既定計画、関連調査等の内容を反映

② 状況の変化等

- 統合計画で示されたキャンプ瑞慶覧全体の返還見通しから中部縦貫道路のルート見直し
- 現時点で想定される返還時期が不確定
- 西普天間住宅地区跡地開発の進展など周辺状況の変化
- 社会経済動向の変化

* 今後、沖縄県においても人口減少・超高齢化の時代が到来

* 空港・港湾施設等の拡張により、観光需要、特にインバウンド需要の増大見込み

* ウィズ/ポストコロナ時代の新しい生活様式への転換が加速化

* 高度な先端技術の導入であらゆる課題が解決されていく「Society5.0」社会への変革

* 持続可能な開発目標（SDGs）達成と持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

* 脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組の推進

* デジタル技術の進化と変革（DX（デジタルトランスフォーメーション））

③ 計画条件の更新

- ・ 関連文献調査やヒアリング等により普天間飛行場の現況について詳細な情報を確認し、自然環境や文化財にかかる計画条件を更新
- ・ 主要幹線道路及び鉄軌道を含む公共交通軸のルート・構造等、広域的な都市基盤整備にかかる検討の進捗

④ 「全体計画の中間取りまとめ」以降の検討経過

- ・ 有識者や地権者等で構成する有識者検討会議等により、新たに提起、示唆された事項等の「計画内容の具体化」段階における取組成果

3) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の内容

① 跡地利用の目標と実現に向けた取組

- ・ 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」等の広域計画や「基本方針」の跡地利用の目標、基本姿勢、跡地利用促進戦略等を踏まえ、計画づくりの前提となる「跡地利用の目標」を提示
- ・ また、「跡地利用の目標」の実現に向けて取り組む事項を提示

② 跡地の将来像

- ・ 前項①で示した「跡地利用の実現に向けた取組」のうち、新しい都市像を実現するための取組を、計画づくりにおける「跡地の将来像」と位置づけ
- ・ 返還等の見通しを踏まえ、中長期的視点をもって跡地利用に取り組む中、目指すべき跡地の将来像の実現に向けて、時間が経過しても変わらない視点を「揺るぎないまちづくりの方向性」として明示

③ 計画づくりの方針

- ・ 広域計画や「全体計画の中間取りまとめ」以降の分野別の計画内容の検討経過を踏まえ、前項②で示した跡地の将来像（揺るぎないまちづくりの方向性）の実現を目指し、現段階における方針を取りまとめるとともに、今後の「計画内容の具体化」段階における取組の方向を提示（「全体計画の中間取りまとめ」からの更新）

④ 空間構成の方針

- ・ 跡地の将来像及び跡地のまちづくりの全体像をわかりやすく表わすために、優先すべき自然・歴史特性の配置を確認の上、現段階で把握・想定する計画条件を反映した緑地空間、土地利用ゾーン及び交通網の「配置方針」にもとづき、「配置方針図」を作成（「全体計画の中間取りまとめ」からの更新）

⑤ 今後の取組内容と手順

- ・ これまでの検討成果にもとづき、「計画内容の具体化」段階における主要な取組の内容や手順、さらに今後の計画条件の更新にかかる取組内容については取組時期等を取りまとめ

4) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の性格

① 現段階で得られる計画条件にもとづく中間段階の計画

- ・「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「広域構想」等の広域計画や「基本方針」を踏まえ、現段階で推定される跡地の現況にもとづく中間段階の計画の更新版

② 今後の新たな計画条件にもとづく柔軟な計画更新を前提

- ・「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」は、現段階で把握できている条件の下で、現時点の価値観や技術等の将来見通しを踏まえた策定時点の最適版であることから、今後、立ち入り調査による計画条件の明確化、用地需要見通し等を反映するとともに、社会状況等の変化に対応し、柔軟に計画を更新していくことを前提

I 跡地利用の目標と実現に向けた取組

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「広域構想」等の広域計画や「基本方針」を踏まえて、跡地利用の目標等を取りまとめ、跡地利用計画の策定に向けた前提として位置づけ

1. 跡地利用の目標

1) 新たな沖縄の振興拠点の形成

「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や「広域構想」の実現に向けて、跡地に期待される施策を導入し、新たな沖縄の振興拠点を形成

① 新たな機能の導入に向けた受け皿整備

- ・ 跡地においては、「広域構想」に位置づけられている「振興拠点地区の形成による自立経済の構築」等に向けて、広大な空間における優れた環境づくりやまとまりある用地供給の可能性を活かして、アジアのダイナミズムを取り込み、県内外からの新たな機能の導入に向けた基幹産業等の集積拠点や新たな振興拠点にふさわしい受け皿を整備

② 跡地利用と連携した広域的な都市基盤の再編・強化

- ・ 跡地においては、中南部都市圏の中央に位置する広大な空間を活かして、大規模な緑地空間を整備するとともに、中南部都市圏の軸状の発展を支える広域的な交通網を再編

【参考：「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」の概要（1/2）】

○ 「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（令和4年5月、沖縄県）

- ・本計画はこれまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であり、「沖縄 21 世紀ビジョン」に掲げる県民が望む将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGs の達成に寄与することを求めつつ、沖縄振興の基本方向や基本施策等を明らかにするものであると同時に、沖縄振興特別措置法に規定する沖縄振興計画としての性格を併せ持っている
- ・「沖縄 21 世紀ビジョン」で示す将来像の実現と SDGs の推進に向けて、社会・経済・環境の3つの枠組みの統合的な取組による各施策展開を図るため、「平和で生き生きと暮らせる『誰一人取り残すことのない優しい社会』の形成」、「世界とつながり、時代を切り拓く『強くしなやかな自立型経済』の構築」、「人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する『持続可能な海洋島しょ圏』の形成」の3つの基本方向を示す
- ・概ね 2030 年を目指とする「沖縄 21 世紀ビジョン」で掲げる将来像の実現や固有課題の解決を目指す



- ・第4章「基本施策」及び第5章「克服すべき沖縄の固有課題」、第6章「県土のグランドデザインと圏域別展開」にて駐留軍用地の跡地利用について記載

第4章 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進

- ・駐留軍用地跡地の有効利用と県土構造の再編により、世界に誇れる沖縄らしい風景の再生や景観の創出、新たな都市空間の形成、平和・共生を理念とし、環境に配慮した持続可能な沖縄の発展を目指す
- ・各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用を行うため、次に掲げる施策を推進。
 - ① 広域的かつ総合的なビジョンを踏まえた駐留軍用地跡地利用の推進
 - ② 国家プロジェクトの導入
- ・駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するため、次に掲げる施策を推進
 - ① 駐留軍用地跡地利用計画の策定推進と支障除去措置の徹底
 - ② 公共用地の先行取得の推進

【参考：「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の概要（2/2）】

第5章 1. 克服すべき沖縄の固有課題

（2）駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編

- ・基地の集中により歪められた県土構造の再編は、解決・改善を図るべき不可欠の課題であり、国による一層の諸条件の整備と財政措置が必要となる。跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備や国際的な交流・貢献拠点の核となる高次都市機能の導入等について、国家プロジェクトとして国に求め、我が国全体あるいはアジアや世界においても際立つ最先端のプロジェクトを推進する受け皿を創出する

- ・広大な面積を有する一団の土地が、市街地が広がる中南部都市圏において沖縄の未来の振興・発展のために利用可能となる。広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進し、本県全体ひいては我が国の未来を牽引する新しい都市づくりに向けて、駐留軍用地跡地の有効利用を具体化していく

（嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地土地の有効活用）

- ・中南部都市圏の駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針は、広域的かつ総合的な視点を踏まえ、以下のとおりとする
 - ① 中南部都市圏において総量が特に不足している「公園・緑地」の確保に努める
 - ② 各跡地の有する特性を生かした産業や機能の立地誘導に必要な用地の確保に努める
 - ③ 中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地の確保を図る
- ・普天間飛行場の跡地（約476ha）については、平和希求のシンボル及び防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を国に求めるとともに、体系的な幹線道路網の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入など、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ計画的な魅力あるまちづくりを進める

第6章 2. 県土の広域的な方向性

（1）中南部都市圏の形成と駐留軍用地跡地の有効利用

（県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成）

- ・中南部都市圏を構成する各地域の個性や特長を生かし、各拠点が相互に連携・交流する地域拠点ネットワーク型の都市圏の構築を図るとともに、多様性と包摂性、魅力と国際性を備えた持続可能な都市圏の形成に取り組むことが重要
- ・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システム等の導入に向けた取組や駐留軍用地跡地の有効利用とも連動しながら、自然資源や歴史資源等の保全を図りつつ、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していく必要がある。このため、関係市町村と連携の下、中南部都市圏を一体の都市として捉えた都市計画区域の再編も視野に入れながら、持続可能な都市圏の形成に資する都市計画や交通政策を総合的かつ計画的に推進する

（駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編）

- ・返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地の有効利用は、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有している。長期的視点に立ち、今後及び将来の本県発展の推進力となる魅力・活力の創出と均衡ある県土のグランドデザインの下、広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入等に取り組む
- ・既返還地の跡地利用においては、その用途の大半が大規模商業施設や住宅となっており、これまでと同様の手法で今後の跡地利用を実施した場合、広大な駐留軍用地跡地及び周辺が有する潜在力を引き出せないことが懸念される
- ・跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進する
- ・国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出、さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進する

【参考：「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」の概要（2/2）】



普天間飛行場の整備基本方針

整備コンセプト

平和シンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市
－新たな沖縄の振興拠点－

整備構想図

跡地振興拠点地区

- <産業タイプ>
 - リゾート・コンベンション産業
 - 医療・生命科学産業
 - 環境・エネルギー産業
 - 文化産業
 - スポーツツーリズム産業
 - など
- <機能タイプ>
 - 国際協力・貢献機能
 - 研究開発機能
 - 広域防災機能
 - など
- 地区内の骨格をつくる「幹線道路」の配置
- BRTやLRT等の導入検討

シンボルとなる大規模公園の創出

貴重な緑地の保全活用

交通結節拠点（駅・国道330号）

多機能交流拠点（駅・交通結節）

並松の再現

住宅・商業・業務ゾーン

凡て

- 公園・緑地
- 住宅・商業・業務、その他公共施設
- 計画変更候補地図
- 駐車予定の道路
- 新規予定の道路
- 既存道路
- 計画段階に位置づけられたある主要道路
- 各種施設

2) 宜野湾市の新しい都市像を実現

跡地利用と周辺市街地整備の連携により、長期の基地使用に起因する都市問題の解決や新たな施策の導入により、次世代に継承する新しい都市像を実現

① 跡地利用による都市構造の再編

- 跡地においては、都市構造の歪の解消に向けて、広域交通網の導入とあわせた交通網の再編や宜野湾市の新しい都心となる都市拠点の形成に取り組み、「宜野湾市都市計画マスター プラン」が目標としている宜野湾市の将来都市像を実現

② 跡地利用と連携した周辺市街地の改善

- 周辺市街地においては、基盤未整備の市街地が多く、緑が不足する等の課題も抱えているため、跡地のまちづくりにあたっては、周辺市街地の改善と連携した取組を導入し、跡地と周辺市街地を一体として、将来都市像を実現

【参考：「宜野湾市都市計画マスター プラン」の概要】

○宜野湾市都市計画マスター プラン（平成 16 年 10 月策定、令和 3 年 12 月改定）

- 「都市計画法」第 18 条の 2 の規定にもとづく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来目標、都市構造、土地利用及び都市施設等について定める計画
- 都市づくりの主要課題や上位計画での位置づけを踏まえ、これからの都市づくりを進めていく上で共有すべきテーマを設定

【将来都市像】

未来を育む ねたてのまち* 宜野湾
～魅力ある暮らしつにぎわいあふれる 交流共生都市～

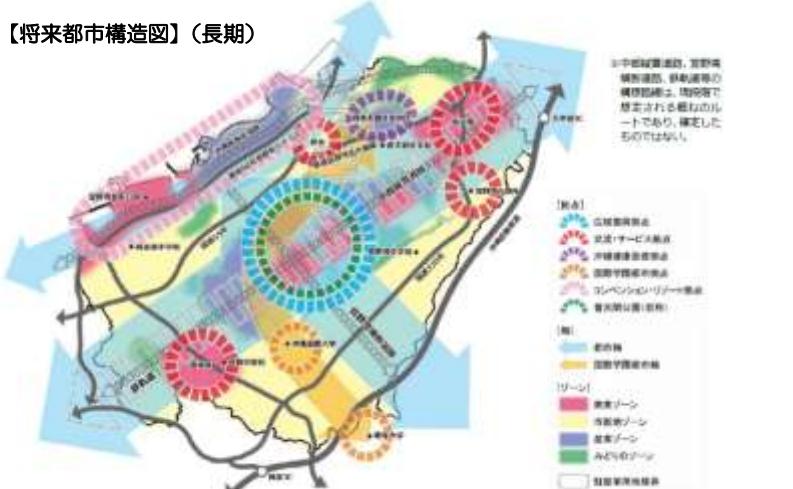
【都市づくりの主要課題】

- 住み続けられる環境づくり
- にぎわいと魅力の維持・創出
- 円滑な交通体系の構築
- 安全・安心の確保
- 持続可能性の確保
- 基地返還に伴う跡地利用

【まちづくりのテーマ】

- にぎわいのある集約型の都市づくり
- “質”的高い都市づくり
- 交通環境が整った都市づくり
- 地域資源を活かした都市づくり
- 安全・安心で健康に暮らせる都市づくり
- 環境に配慮した都市づくり
- 基地跡地利用を契機とした新しい都市づくり
- 多様な主体との連携・協働による都市づくり

【将来都市構造図】（長期）



*沖縄の中核を担う“ねたてのまち”として、普天間飛行場の返還に伴う新たな振興拠点の創出など、更なる成長・発展に向けた取組を進めながら、人・モノ・情報が集まり魅力とぎわいがあふれる集約型の都市づくりを目指す（「ねたて」とは古語「おもうそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味（第四次宜野湾市総合計画基本構想より））

3) 地権者による土地活用を実現

基地接收により損なわれた地域特有の自然・歴史環境の再生に取り組み、社会経済状況の変化にも対応した新たな土地活用を実現

① 地域特有の自然・歴史環境の再生

- 基地接收により損なわれた、旧集落等の生活空間、社会的な営み、原風景となる自然・歴史環境を、地権者や地域住民にとっての貴重な共有財産として再生

② 新たな土地活用の実現

- 長期にわたる接收期間中に、跡地が置かれている社会経済状況が変化しているため、地権者の意向を重視した新たな土地活用を実現

2. 跡地利用の実現に向けた取組

1) 沖縄振興に向けた新たな需要の開拓

沖縄県や中南部都市圏の発展に向けて、県内外から跡地利用に参加する開発事業者や立地企業・来住者を募り、沖縄振興に向けた新たな需要を開拓

① 需要の開拓に向けた情報発信

- ・ 跡地におけるまちづくりの目標を実現するためには、沖縄振興に向けて県内外からの新たな需要の開拓を重視する必要があり、跡地利用への参加を呼びかけるための情報発信を促進

② 跡地利用参加者との協働の促進

- ・ 沖縄振興に資する跡地利用に参加する開発事業者や立地企業・来住者を募り、開発事業者には、情報収集力、企画力による新たな需要の開拓に期待し、立地企業・来住者には、計画づくりの段階から参加を呼びかけ、立地意向を醸成し、新たな需要を開拓

2) 世界に誇れる優れた環境の創造

跡地や周辺市街地の自然・歴史特性を活かして、緑豊かなまちづくりや持続可能な世界に誇れる環境づくりに挑戦

① 豊かな緑地空間の確保による「みどりの中のまちづくり」

- ・ 広大な空間を活かした「みどりの中のまちづくり」を目標として、跡地や周辺市街地（大山タイモ水田、西側斜面緑地等）における緑地整備水準の確保や緑の豊かさを見せる演出により、観光リゾートや知的生産の場にふさわしい優れた環境を創造し、跡地への立地意欲を喚起

② 地球規模の環境問題等に取り組む先進性をアピール

- ・ 地球規模の環境問題等を課題として、最先端技術の導入による脱炭素化や効率的なエネルギー利用等に取り組み、その成果を産業振興や国際貢献に活用し、跡地利用に参加する立地企業・来住者等に対して跡地のまちづくりの先進性をアピール

3) 機能誘致等と土地活用の促進に向けた計画的な用地供給

計画的な用地供給により、跡地利用の目標の実現に向けた機能誘致の促進や産業等の創出に取り組み、地権者用地の土地活用を促進

① 機能誘致の促進等に向けたまとまりある用地の供給

- ・ 跡地利用の目標の実現に向けた機能誘致の促進や沖縄県が有する機能の発展、産業等の創出に取り組み、大規模な用地を求める観光リゾート施設や研究施設等の誘致、魅力的な集客拠点や特色ある住宅地の一体開発等に必要なまとまりある用地を計画的に供給

② 地権者の協働による地権者用地の土地活用の促進

- ・ 地権者の協働による土地の共同利用や共同開発等に取り組み、地権者用地の個別利用によっては供給できない用地を取りまとめ、機能誘致を促進することにより、地権者の土地活用を促進

I 跡地利用の目標と実現に向けた取組

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「広域構想」等の広域計画や「基本方針」を踏まえて、跡地利用の目標等を取りまとめ、跡地利用計画の策定に向けた前提として位置づけ

1. 跡地の将来像

1) 世界に誇れる優れた環境の創造

～みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり～

県内有数の自然と歴史・文化の蓄積を継承・発展させ、都市機能を融合させた豊かな地域資源を活かしつつ自律的に発展していくまちづくりに向け、跡地の将来像を「世界に誇れる優れた環境の創造」と位置づけ、その実現に向けた各方針の具体化を推進

- 本地区に含まれる字宜野湾は、琉球王国時代に間切番所が置かれていた中心地であり、宜野湾村への移行後も村役場の所在地であるとともに交通の要所として広く近隣村にまで及ぶ農産物資の集散地を形成。また、字神山及び字新城の集落の周囲には、畠が広がり、谷合地には水田が設けられるなど、潤沢な地下水を活用した生活が営まれてきた地域を形成
- 跡地では、これら県内有数の自然と歴史・文化の蓄積に支えられたまちのあり方を継承・発展させることで、米軍基地の存在により歪になった県土構造の再編に寄与するとともに、沖縄県における環境づくりとまちづくりを一体的に推進する取組の模範となる跡地の将来像を「世界に誇れる優れた環境の創造」と位置づけ、その実現に向けた各方針の具体化を推進
- 「世界に誇れる優れた環境の創造」の実現に向け、跡地では、都市機能を融合させた水と緑等の豊かな地域資源を活かしつつ、発展を続ける科学技術の柔軟な導入により自律的に発展していくまちづくり（みどりの中のまちづくり）を推進することで、付加価値の高いまちを創造

2. 揺るぎないまちづくりの方向性

1) 広域的な水と緑のネットワーク構造の形成

跡地の縁は、中南部都市圏に残存する貴重な縁の一部であり、世界に誇れる優れた環境の創造を図るものとし、連続する縁の保全及びつなげる縁の創出を推進するとともに、縁を育む地下水及び湧水等の流域の保全を図ることで広域的なネットワーク構造を形成

- 市街化が進む中南部都市圏では、市街地外縁の急斜面や丘陵、河川両側の斜面や尾根線など縁の分布が限られており、跡地の縁は、地下水脈の涵養や湧水、遺跡群を包含する地域に残された貴重な資源が集積。また、普天間飛行場周辺の水と縁は、普天間川、比屋良川、地下水脈及び湧水による水の軸及び中城地域の尾根や跡地内外にまたがる斜面縁地等による縁の軸を形成
- 縁地等が不足する中南部都市圏に位置する跡地及び普天満宮周辺等では、残された自然・歴史環境資源の重要性・貴重性を鑑み、広域的な水と縁のネットワーク構造の形成を推進
- 跡地利用にあたっては、既存の水の軸・縁の軸を継承し、各資源が集積する箇所等の拠点化を図るとともに、周辺に存在する縁の拠点と縁の軸でつなげることで、広域的な水と縁のネットワーク構造の継承・発展を推進

2) 沖縄振興の舞台となる「みどりの中のまちづくり」

豊かな地域資源を活かしつつ自律的に発展していくまちづくり（みどりの中のまちづくり）の推進は、本地域特有の諸要素をシマの基層（風土に根ざした琉球の文化）の総体として保全・活用及び21世紀の万国津梁を体現する国際交流の拠点の形成を図るものとし、多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る拠点の形成を推進

- 跡地においては、古来より本地域特有の気候風土を活用した生活が営まれてきており、それらの各要素である歴史・縁・広域景観（地形）・水の4層が深く結びついたシマの基層（風土に根ざした琉球の文化）を形成
- 「みどりの中のまちづくり」では、本地域における自然環境と歴史・文化資源の一体的な保全・活用（シマの基層）及び国際交流の拠点の形成（21世紀の万国津梁）を目指すことで環境資源の保全・活用と一体となったまちづくりを推進
- 本地域における豊かな自然環境の根幹をなす地下水系を介した水循環や地域の生態系に配慮した縁の保全・創出及び本地域が近世・近代の中心地であった歴史や文化の継承、米軍の飛行場であった史実を平和希求のシンボルとして受け継ぎ、多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る拠点の形成を推進

3) 環境の豊かさが持続するまちづくり

跡地利用の目標である「新たな沖縄の振興拠点の形成」を目指し、アジア太平洋の平和の架け橋として、人々が自由に集い、交流し、多様な文化がつながる「21世紀の万国津梁」の舞台を創造するとともに、深刻化する環境問題に積極的に取り組み、自然災害に対して強くしなやかなまちづくりを目指し、環境の豊かさが持続するまちづくりを推進

- ・ 環境の豊かさが持続するまちづくりの実現に向けては、イノベーション産業の誘致等による新たな産業の創出及びアジアや世界で活躍できる人材を育成する場とすることで、世界中から多くの人材や企業が集い、交流し、あらゆるヒト・モノ・コトが集まる創造性が高く、インクルーシブな都市を形成
- ・ 発展を続ける科学技術を柔軟に導入することで、世界に誇れる環境の豊かさを持続させながら、更なる価値の創造を継続するまちづくりを推進。さらに、地球規模の環境問題の解決に向けた取組を積極的に実施し、取組成果をアジア地域に応用・展開することを見据えた持続可能な環境モデルとなる都市を形成
- ・ 日々進展する科学技術は、都市の生活における様々なシーンで導入され、便利で快適なライフスタイルは次々と様相を変えつつある。そのため、最先端技術の活用により多様化する都市課題の解決や多様なライフスタイルの実現等、質の高い暮らしを実現する未来志向の都市を形成

Ⅲ 計画づくりの方針

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「広域構想」等の広域計画、「行動計画」にもとづき進められてきた関連調査等による分野別の計画内容の検討成果（環境づくり、土地利用及び機能導入、都市基盤整備、周辺市街地整備との連携）を踏まえ、「中間取りまとめ（第2回）」における「計画づくりの方針」を示すとともに、「計画内容の具体化」段階における「今後の取組の方向」を提示

III-1 環境づくりの方針

1. 沖縄振興に向けた環境づくり

「揺るぎないまちづくりの方向性」の具体の方針として展開する沖縄振興に向けた環境づくりは、跡地周辺の生態系ネットワークと一体となった環境、緑の豊かさやその創造・保全に関する環境技術を広く適用し、さらに発展させていくことであり、跡地利用の重要な役割と受け止め、その成果を次世代に継承

また、これら環境づくりの方針にもとづく脱炭素社会の実現や最先端技術の導入などの取組により、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に寄与するとともにSDGsの推進に貢献

1) 広域的な水と緑のネットワーク構造の形成

跡地内の貴重な水と緑の資源と跡地周辺の水と緑のネットワークを連携させることで中南部都市圏における広域的な水と緑のネットワーク構造を形成

① 水のネットワークの継承

- 生態系ネットワークの形成及び地下水流域における水利用を継続する上で保全すべき水の軸及び水の拠点について、跡地内に残る緑の保全・創出や各土地利用においても積極的な緑化等による地下水涵養を図ることで、水のネットワークの継承を推進
- 今後、基地内の立ち入り調査及び跡地周辺の湧水状況及び活用状況の把握等により、地域全体の水収支を設定するとともに、水収支を踏まえた需要量の確保策として地下水涵養のあり方や敷地内緑化等の雨水涵養に関する取組内容に反映

② 緑のネットワークの保全・創出

- 跡地内の自然・歴史環境資源の状況を踏まえた緑の拠点（跡地内の在来植生・重要遺跡等の集積地、普天満宮、周辺市街地の緑地空間等）を保全・一部創出し、それらを繋ぐ緑の軸の保全（斜面緑地、河畔林、丘陵・谷底低地）及び創出（並松街道、地下水脈上部、主要幹線道路）により緑のネットワークの形成を推進
- 今後、基地内の立ち入り調査及び跡地周辺の緑地空間と連携した生態系ネットワーク等の把握により、中南部都市圏の豊かな都市環境の形成に寄与する緑地空間の配置及び跡地における公共空間における緑の確保と連動した新しい緑化方策（敷地内緑化の推進）に関する取組内容に反映

2) 沖縄振興の舞台となる「みどりの中のまちづくり」

県内有数の自然・歴史環境資源の保全・活用や都市的土地区画整理事業を一体的に進めることで世界に誇れる優れた環境の創造を目指として、沖縄振興の舞台となる「みどりの中のまちづくり」を推進

① 世界に誇れる繁栄と平和を創るまちづくりの推進

- 「みどりの中のまちづくり」では、本地域における豊かな自然環境の根幹をなす地下水系を介した水循環や地域の生態系に配慮した緑の保全・創出及び本地域が近世・近代の中心地であった歴史を継承し、米軍の飛行場であった史実を平和希求のシンボルとして受け継ぎ、繁栄と平和を創る拠点の形成を推進
- 今後、平和希求のシンボルのあり方や繁栄と平和を創る拠点として求められる機能について検討の深化を図り、望ましい機能導入等に関する計画内容に反映

② まちづくりを牽引する大規模公園エリアの設定

- 「みどりの中のまちづくり」の中核をなす区域を大規模公園エリアと位置づけ、シマの基層及び21世紀の万国津梁を体現するため平和希求のシンボル性及び広域防災機能等を具備したものとして、新たな価値観の下での大規模公園と都市的土地区画整理事業が融合するまちの創造への挑戦を、国家プロジェクトとして推進
- 今後、大規模公園エリアの範囲や土地利用、導入機能のあり方、土地利用及び機能導入の誘導等を図る都市計画手法について検討を行い、土地利用や機能導入、都市基盤整備等に関する計画に反映

③ 緑地空間の新たな整備・管理手法の構築

- 「みどりの中のまちづくり」における全ての緑地空間は、従来の公園・緑地に関する制度の枠組みにとどまらず、公共・民間の枠組みを超えた周囲のまちと一体化した形態や新たな整備手法の活用、持続的な緑地空間の管理運営にかかる関係団体との連携により推進
- 今後、Park-PFI等の公民一体となった望ましい緑地空間のあり方について検討を行い、緑地空間整備に関連する土地利用や都市基盤整備等に関する計画に反映

3) 環境の豊かさが持続するまちづくり

脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低いエネルギー利用への転換や多様化するライフスタイルの実現等、変化する社会情勢への柔軟な対応を目標として、新たな産業の誘致や最先端技術の導入等、未来志向の取組を推進

① あらゆるヒト・モノ・コトが集まる 21 世紀の万国津梁の実現

- ・ 跡地においては、新たな産業や研究機関を国内外から広く誘致し、その研究及び実験の成果をまちづくりに反映することで、環境の豊かさを持続させ、産業の創出や産業振興、人材育成に寄与する創造性の高いまちづくりを推進
- ・ 今後、跡地に誘致すべき先進的な機能・取組に関する検討を行い、土地利用に関する計画に反映

② アジア地域への展開を見据えた持続可能なモデル地区の形成

- ・ 跡地においては、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの積極的利用や都市全体のエネルギー・マネジメント等により地球規模の環境問題の解決に先導的に取り組むとともに、企業誘致及び投資上の魅力向上にもつながる脱炭素化のモデルとなるまちづくりを推進。また取組成果を同じ蒸暑地域であるアジア地域に応用・展開することを見据え、アジア地域のモデルとなる環境の豊かさが持続するまちづくりを推進
- ・ 今後、蒸暑地域における脱炭素化のまちづくりに向けた多様な最先端技術の導入に関する検討を行い、土地利用や都市基盤整備等に関する計画に反映

③ 最先端の技術やしくみを柔軟に取り入れたまちづくりの推進

- ・ 跡地においては、最先端の技術を柔軟に導入することで、時代の変化にともない生じる都市的課題の解決や多様なライフスタイルが実現する都市として、世界からの注目を集める未来志向のまちづくりを推進
- ・ 今後、最先端技術を導入したまちづくりについて継続的な情報収集及び検討を行うことで、最先端技術を柔軟に取り入れたまちづくりに向けた方針を適宜更新し、跡地利用計画における様々な分野に反映

2. 地域の特性を活かした環境づくり

地域の自然・歴史環境資源を共有財産として次世代に継承することを目標として、跡地を含む一帯の自然・歴史特性（樹林地・水循環・地下空洞・歴史）を活かした環境づくりを推進

1) まとまりある樹林地の保全・整備

多様な生物と共生するまちづくりや特色ある地域景観の保全に向けて、緑のネットワークを形成し、まとまりある樹林地等を保全・整備

① 生態系ネットワークの形成に向けた既存緑地の保全

- ・ 跡地においては、多様な生物との共生を目指した生態系ネットワークの形成を目標として、その中核となる御嶽林等の既存緑地を保全
- ・ 今後、基地内の立ち入り調査とあわせて、保全・整備すべき樹林地の区域や生態系ネットワーク形成の具体的な手法等に関する検討を行い、公園・緑地、道路緑化、敷地内緑化等に関する計画に反映

② 跡地の内外にまたがる西側斜面緑地の保全・整備

- ・ 西側斜面緑地は、広域的な水と緑のネットワーク構造の一翼を担う重要な資源であるとともに「緑の美ら島づくり行動計画（平成24年3月）」における生物の生息・生育環境を保全する「緑の回廊ゾーン」としての位置づけを踏まえ、特色ある地域景観の保全に向けて、跡地の内外にまたがる区域を一体的に保全・整備
- ・ 今後、基地内の立ち入り調査とあわせて、保全・整備すべき区域や手法に関する検討を行い、跡地では緑地空間や敷地内緑化に関する計画に反映し、周辺市街地では地域制緑地等の計画に反映

2) 地域特有の水循環の保全・活用

地域特有の水循環が育んできた農業、水生生物の生息・生育環境、民俗文化等を次世代に継承するために、雨水地下浸透の促進により地下水を保全・活用

① 雨水地下浸透の促進による湧水量の維持

- ・跡地においては、地域に特有の上流部から下流部の湧水群、喜友名泉（チュンナーガー）、周辺市街地の緑地空間が一体となった水循環の保全を目標として、下流部における将来的な需要を踏まえた湧水量の維持に向けて雨水地下浸透を推進
- ・今後、これまでの調査成果と返還後の情報収集にもとづき、跡地における地下水涵養のしくみの解明とあわせた水収支シミュレーション等にもとづき、雨水地下浸透の計画目標を設定し、地下水流域ごとの地下水涵養に資する公共緑地配置及び地下水脈上の土地利用、雨水排水施設、土地利用誘導（敷地内浸透）に関する計画に反映

② 地下水の水質の維持・改善

- ・地下水の水質の維持・改善を目標として、跡地利用にともなう水質の悪化の低減・防止を図るとともに、周辺市街地から跡地に流入する小河川や排水路の水質改善を推進
- ・今後、跡地における地下水汚染の低減・防止や跡地に流入する小河川や排水路の水質改善方策等の検討を行い、周辺市街地を含めた流域ごとの水質改善や自然環境保護・再生に向けた計画に反映

③ 跡地における地下水等の循環利用

- ・跡地においては、緑と水の環境づくりを目標として、地下水や雨水地下浸透施設の貯留水を循環利用し、跡地内の公園の灌水や水面の創出、冷熱の供給等の活用を推進
- ・今後、雨水地下浸透の計画目標の設定とあわせて、利用後は再び地下浸透させる循環利用の可能性に関する検討を行い、雨水排水施設や公園・緑地に付帯する設備等に関する計画に反映

3) 地下空洞への対応と保全・活用

琉球石灰岩層の地下空洞については、跡地利用の安全の確保や地域資源としての保全・活用を目標として、今後、位置や形状の情報収集を行った上で保全・活用

① 地下空洞上部における土地利用の安全の確保

- ・地下空洞上部における建築物の敷地等としての活用に際し、安全確保に向けた取組を推進
- ・今後、地下空洞調査を実施し、地耐力が不足する区域を確認し、土地利用の際の安全対策について検討を行い、土地利用誘導（建物敷地の利用制限等）に関する計画に反映

② 地域特有の資源としての地下空洞の保全・活用

- ・地域固有の資源としての価値評価を実施し、地下空洞の保全・活用に向けた取組を推進
- ・今後、地下空洞の所在を確認し、資源として活用する可能性や地下構造物（トンネル等）による影響等に関する検討を行い、温度や湿度が安定した空間特性を活かした産業利用や備蓄等としての活用や上部土地利用、地下構造物の制約等に関する計画に反映

4) 「宜野湾」の歴史が見えるまちづくり

シマの基層と織りなした歴史の見えるまちづくりを目標として、石灰岩台地に形成されたまち、町方（首里・那覇等）に対する田舎（農村部）としてのまち、両者をつなぐ宿道としての「並松街道」、近世・近代の中心であった沿道の地域等においては、昔の姿を偲ぶよすがとなる風景づくりを推進

① 「宜野湾」の固有性を受け継ぐまちづくり

- ・ 跡地全体においては、石灰岩台地の地下水脈に支えられ展開した農村景観を継承し、その成り立ちを想起させる資源として湧水の保存・活用と緑の創出・維持を図る。また、首里城から普天満宮までつながっていた「並松街道」は、跡地利用及び周辺まちづくりのシンボルとして風景づくりを推進
- ・ 今後、「並松街道」は首里城公園との連続性や文化の対比による相互の魅力向上、風景づくりの中心軸として全体及び各所の計画に反映

② 「(仮)歴史をつなぐ暮らしゾーン」の風景づくり

- ・ 「並松街道」や「旧集落」等を中心とし、隣接する既存緑地や遺跡等を含む一帯は、「シマの基層」を人々の暮らしの中に継承する重要なエリアとして、「(仮)歴史をつなぐ暮らしゾーン」と位置づけ、一体的な風景づくりを推進
- ・ 今後、「並松街道」と「旧集落」の特質を現代に継承した計画づくりや区域に取り込む遺跡の選定等とあわせて、立ち入り調査等を踏まえた区域設定、風景づくりの演出等に向けた検討を行い、景観形成の誘導や回遊ルート等に関する計画に反映

③ 遺跡等の現状保存と連携した環境づくり

- ・ 現状保存を目標とする重要な遺跡や地下水脈の表れである井泉については、歴史が見えるまちづくりへの活用を念頭に遺跡周囲の自然環境を連携した一体的な環境づくりを推進
- ・ 今後、返還前及び返還後の試掘・確認調査等にもとづき、現状保存の対象とする遺跡を選定した上で、適切な保存・整備・管理、研究・教育活動の場としての活用、歴史を感じる風景づくりの方向等を検討し、公園・緑地や教育・文化施設等に関する計画に反映

III-2 土地利用及び機能導入の方針

1. 新たな価値を生み出す「みどり」の創造

沖縄振興・国際交流の舞台を支えるため、新たな高付加価値を生み出す源として跡地全体に魅力ある緑地空間を公民一体となって創出

1) 公民一体による新たな価値創造の推進

新たな価値の創造に向けて、跡地全体に公共・民間の境なく一体的につながり活用できる緑地空間創出を促すしくみを構築

① 跡地全体における緑地空間の確保

- ・ “みどり”により生み出される新たな価値を跡地全体に展開するため、公共だけでなく民間も緑を生み出し、緑あふれる空間を創出
- ・ 今後、公民一体となった望ましい緑地空間のあり方を踏まえ、その担保方策に関する検討を行い、公園・緑地の計画や民有地における敷地内緑化に関する計画に反映

② 公民一体となったボーダレスな緑地空間の形成

- ・ 次代に引き継ぐ資産形成の観点から、長期的視点に立った価値創造型のまちづくりを推進するため、持続可能な発展に資する新たな価値を生み出す“みどり”を織り成す空間を公と民の連携により創出
- ・ 今後、公共・民間の枠組みを超えた新たな価値を生み出す“みどり”空間を創り出すしくみづくりに関する検討を行い、公園・緑地の計画や民有地における敷地内緑化に関する計画に反映

2) 普遍的資源の保全・活用を中心に公園・緑地を確保

「みどりの中のまちづくり」の実現を目標として、広域的な水と緑のネットワーク構造の形成の方向を踏まえ、普遍的資源の保全・活用、地下水涵養に資する区域を公共用地として確保

① 普遍的資源が集積する既存緑地の保全・活用

- ・ 跡地内外にまたがり広域的な水と緑のネットワークを形成する西側斜面地や、質の高い在来植生や御嶽林等が残存する跡地南東側の樹林地等、重要植生及び重要遺跡の保全・活用を図る区域を公共用地として確保
- ・ 今後、基地内の立ち入り調査により、保存・活用すべき既存緑地の区域を特定し、公園・緑地に関する計画に反映

② 地下水流域（地下水涵養）に配慮した緑地空間の確保

- ・ 広域的な水と緑のネットワークの継承を目標として、東西の既存緑地をつなぐ地下水脈の上部空間を公共用地として確保
- ・ 今後、水収支シミュレーション等の結果を踏まえ、公共用地による緑の確保及び民有地内の緑化を組み合わせた緑地空間の確保に関する検討を行い、公園・緑地の計画や民有地における敷地内緑化に関する計画に反映

③ 防災性の向上や周辺市街地からの利用等への配慮

- ・公園・緑地が不足し課題を有する周辺市街地の防災性向上や、跡地内外にまたがる生活圏形成を目指し、跡地においては、周辺市街地からの利用に配慮した公園・緑地を整備
- ・今後、広域避難地としての役割も果たす、周辺市街地から利用しやすい公園・緑地の配置に関する検討を行い、広域避難計画への位置づけの働きかけや、広域防災関連施設や公園・緑地に関する計画に反映

2. 沖縄振興に向けた象徴となる空間の形成

大規模公園エリアの中核として、日本経済発展に貢献する沖縄振興の推進や多元的な価値創造の象徴となる「沖縄振興コア」を形成

1) 大規模公園エリアの中核となる沖縄振興コアの形成

県土構造の再編に資する中南部都市圏の中心として、また跡地の将来像「みどりの中のまちづくり」を体現しまちづくりを牽引する大規模公園エリアの中核に、新たな価値を創造する象徴的な空間を「沖縄振興コア」として位置づけ、ヒト・モノ・コトを惹きつける魅力を備える世界に冠たる拠点を形成

① 緑地空間と振興拠点が連携した様々な交流・活動・発信等の拠点の形成

- ・ 跡地で展開する沖縄振興を象徴し、緑地空間と振興拠点が連携することで先導的に交流・活動・発信等を担う中核的拠点を形成
- ・ 今後、沖縄振興コアにふさわしい交流・活動・発信等のあり方に関する検討を行い、拠点空間にふさわしい導入機能や施設整備等に関する計画に反映

3. 多様な機能の複合によるまちづくり

都市の活力の発現や持続をもたらす新たな沖縄の振興拠点の形成に向けて、機能の重層的な導入や、機能融合ゾーンを含む三つの土地利用ゾーン（振興拠点、都市拠点、居住）による複合的なまちづくりを推進

1) 多様性（ミクストユース）による都市活力の持続

沖縄振興の推進力となる都市の活力発現・持続に向けて、多様な機能を融合

① 多様な機能が融合する街区形成による都市活力の発現

- ・ 都市の活力の発現や持続を目標として、一つの建物や街区などのなかで、オフィス、住宅、商業施設、ホテル等、様々な用途の空間を混在させる多機能混合型で街区を形成し、魅力や活力が備わった質の高い環境を創出
- ・ 今後、都市の活力の発現や持続に資する複合的な土地利用のあり方や振興拠点ゾーンや都市拠点ゾーンに関する検討を行い、拠点空間にふさわしい導入機能や施設整備等に関する計画に反映

2) 振興拠点ゾーンの形成

先進的な技術や多才な人材の誘致に向けて、大規模公園エリアと融合した知的生産の場にふさわしい優れた環境、脱炭素化や効率的なエネルギー利用等の先進的取組のもとに、沖縄振興の新たな舞台となる「創造と交流の場」の形成に向けたまちづくりを推進

① 沖縄振興に向けた基幹産業等の集積地形成

- ・ 沖縄県の新たな発展をリードする基幹産業等の集積地（リサーチパーク等）を形成することを目標として、広域構想に位置づけられている「リゾートコンベンション産業」、「医療・生命科学産業」、「環境・エネルギー産業」等を候補として県内外からの機能誘致の促進や産業等の創出に向けて、優れた環境づくりや交通条件の整備とあわせた受け皿を整備
- ・ 今後、県内外への呼びかけとあわせて機能誘致にかかる見通しの確保、西海岸コンベンションリゾート開発や西普天間住宅地区跡地との連携等を検討した上で、振興拠点ゾーンに関する計画に反映

② 機能誘致の促進等に向けた中核施設の整備

- ・ 振興拠点ゾーンにおける県内外からの機能誘致の促進や産業等の創出を目標として、広域構想に位置づけられている基幹産業等の集積地形成の拠り所となる機能を有する中核施設を整備
- ・ 今後、機能誘致に向けた国の関与を働きかけるとともに、中核施設の計画内容や行政と民間の協働等による整備・運営のあり方等に関する検討を行い、振興拠点ゾーンや中核施設等に関する計画に反映

③ アジアのダイナミズムを取り込む経済振興や国際協力・貢献機能の導入による国際ビジネス・交流拠点の形成

- ・ アジアのダイナミズムを取り込み経済振興につながる、新たな国際ビジネス拠点の形成を目標として、西海岸リゾートエリアや開発が予定されている東海岸大型MICE施設と連携し、広域構想に位置づけられている「国際協力・貢献機能」等を導入
- ・ 今後、経済振興に関する計画への位置づけの働きかけや、国際ビジネス・交流拠点のまちづくりに参加を希望する開発事業者や立地企業等から企画提案や進出意向等を募り、振興拠点ゾーンや国際ビジネス・交流拠点等に関する計画に反映

④ 沖縄健康医療拠点や周辺の学術研究施設等と連携した様々なライフサイエンス分野を中心とした緑豊かな学術研究拠点の形成

- ・ 西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点と連携し、様々なライフサイエンス分野が集積する世界に冠たる学術研究拠点の形成を目標として、広域構想に位置づけられている「産業支援機能」、「研究開発機能」、「専門人材育成機能」等を導入
- ・ 今後、産業立地に関する計画への位置づけの働きかけや、国の研究機関や学術研究拠点への立地を希望する企業等から企画提案や進出意向等を募り、振興拠点ゾーンや学術研究拠点等に関する計画に反映

⑤ 災害リスクも考慮した国・県レベルの広域行政機能の副次的なバックアップ拠点の形成

- ・ 近年の大規模かつ多様化する災害等に備えたリスク分散の必要性を踏まえ、跡地内外を含めた防災性の高さを重視した国・県レベルの広域行政機能の副次的なバックアップ拠点の形成を目標として、新たに「広域行政機能」等を導入
- ・ 今後、広域計画への位置づけの働きかけや、既存の広域行政機能の更新・拡充にかかる動向を注視しつつ、跡地への機能導入の可能性の下支えとなる災害に強いまちづくりの展開に向けた検討を行い、振興拠点ゾーンや広域行政機能等に関する計画に反映

3) 都市拠点ゾーンの形成

複合的なまちづくりの原動力とするために、広域集客拠点、市民利用施設及び都心共同住宅や振興拠点ゾーンを補完する都市機能等を集めて、宜野湾市の新しい都心形成を推進

① まちづくりの原動力となる広域集客拠点の形成

- ・ 宜野湾市の新しい都心形成においては、多様な機能・用途を携えた空間を混在させることで、中南部都市圏の新しい集客拠点として力を蓄え、複合的なまちづくりの原動力とすることを目標として、新しい集客拠点の登場にふさわしい特色あるまちづくりを展開し、新しい交通網による集客力に期待する商業業務施設や振興拠点ゾーンを補完する機能等を誘致し、既存商業施設や振興拠点ゾーン等との連携・共存のもとで県民や観光客が楽しめるまちづくりを推進
- ・ 今後、鉄軌道を含む新たな公共交通軸の計画づくりの進捗状況等を見ながら、都市拠点ゾーンのまちづくりに参加を希望する開発事業者や立地企業等から企画提案や進出意向等を募り、都市拠点ゾーンに関する計画に反映

② 市民の新しい生活拠点となる市民センターの整備

- ・ 市民の生活利便性の向上や市民意識の高揚を目標として、市庁舎を含む市民利用施設の移転・新設や交流の場となる市民広場の整備等により、市民の新しい生活拠点となる市民センター整備を推進
- ・ 今後、行政、教育・文化、医療・福祉等の分野の市民利用施設整備に関する将来計画を固め、市民センターの計画に反映

③ 都心の生活利便を享受する都心共同住宅の導入

- ・ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや商業業務施設等を下支えする「足元人口」の確保を目標として、都心の生活利便を享受する都心共同住宅を導入
- ・ 今後、都心共同住宅に対する来住者や開発事業者の意向を収集し、需要見通しを検討した上で、適切な住宅形態及び規模を見極め、都市拠点ゾーンに関する計画に反映

4) 居住ゾーンの形成

跡地の特性を活かし、時代の要請に応える、緑地空間・環境を活かした跡地ならではの住宅地形成に向けて、来住者意向の反映や歴史的な特性の継承に向けた特色ある住宅地を形成

① 多様なライフスタイルの実現に向けた住宅地開発

- ・ 住宅需要の縮小、リタイア世帯の増加、「生きがい」や働き方の多様化等が進展しつつあり、Society5.0に移行した社会のなかで、新たな沖縄の多様なライフスタイルを求める来住者を誘致することを目標とし、ゆとりある敷地の供給、環境に配慮した低炭素住宅の供給、誰もが安心して心地よく暮らせるユニバーサルデザイン、コミュニティづくり、緑豊かな環境づくり等を重視した住宅地を形成
- ・ 今後、ゆとりある居住環境、居心地がよいコミュニティ、低炭素住宅であるZEHやさらなる省CO₂化が可能なLCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅など省エネ・省資源の推進等をテーマとした住宅地や緑地空間と一緒にとなった集合住宅等のあり方に関する検討を行い、来住者参加の計画づくりやモデルプランの活用等により、来住者の見通しを検討し、居住ゾーンに関する計画に反映

② 風景づくりとしての「並松街道」と「旧集落」の景観要素の継承

- ・ 戦前まで主要な居住地であった「旧集落」（宜野湾、神山、新城）の区域では、「シマの基層」に根ざした居住を実現する場として、旧集落にみられる空間づくりに対する思想や地名の継承等により、かつての空間特性を再生・活用した住宅地開発を導入するとともに、首里から普天満宮までつながっていた「並松街道」も、コミュニティの場や歴史・文化資源を結ぶ居住ゾーンの顔として整備
- ・ 今後、旧集落の地権者や新しい来住者を募り、今日の生活利便を確保しつつ、地域固有の空間構成（区画割、屋敷林、街並み等）や民俗文化（綱引き、エイサー等）の再生のあり方について検討を行い、居住ゾーンに関する計画に反映

③ 地域コミュニティへの配慮

- ・ 返還後の地域コミュニティの形成を目指し、旧集落の地権者のコミュニティ再生に加え、他地域からの移住・滞在者の参画・交流が促されるような、学校、集会所、公園・緑地を導入
- ・ 今後、居住人口・規模・密度等の見通しを踏まえ、交流拠点を適正に備えた住宅地の検討を行い、居住ゾーンに関する計画に反映

5) その他の公益的な施設用地等の計画的な確保

まちづくりに必要な生活関連施設や墓地等の公益的な施設用地等については、今後、施設需要見通しを明らかにした上で計画的に確保

① 生活圏の再編とあわせた生活関連施設用地の確保

- ・ 小・中学校やコミュニティ施設用地については、跡地と周辺市街地にまたがる一体的生活圏形成を目標として計画的に確保
- ・ 今後、跡地と周辺市街地による共用を視野に入れて、跡地と周辺市街地にまたがる校区等の生活圏の再編に関する検討を行い、跡地が分担すべき施設用地の規模や位置を明らかにした上で計画的に確保

② 既存の墓の再配置とあわせた墓地用地の計画的な確保

- ・ 跡地内に所在する数多くの墓地の再配置や跡地に期待されている共同墓地の整備を目標として、多様化する墓地形態に対応した墓地用地を計画的に確保
- ・ 今後、既存の墓地の使用者・所有地の意向にもとづく再配置のあり方に関する検討や新しい共同墓地整備に関する検討を行い、新しい墓地用地需要に応じて計画的に確保

4. 土地利用需要の開拓と並行した計画づくり

普天間飛行場の跡地においては、跡地利用の目標の実現に向けて、県内外から跡地利用に参加する開発事業者や立地企業等を募り、新たな需要を開拓し、計画づくりを推進

1) 地権者の協働による用地供給の促進

機能誘致に必要なまとまりある用地供給を目標として、引き続き、地権者の協働に向けた意向を醸成し、行政との連携等を通して、用地供給見通しを確保

① 地権者の協働に向けた意向醸成の促進

- ・ 跡地においては、まとまりある用地供給を目標として、地権者の協働による土地の共同利用及び地権者が主体となった管理・運営等に取り組むこととし、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」では、十分な用地供給が実現されることを前提として計画づくりを推進
- ・ 今後、まとまりある用地供給により土地活用が促進される可能性や地権者の協働による用地供給のしくみ等について情報提供を行い、地権者の協働に向けた意向醸成を促進

② まとまりある用地供給見通しの確保

- ・ 地権者の協働による意向を醸成し、行政との連携や専門家の活用等を通して、まとまりある用地供給見通しを確保
- ・ 今後、地権者の意向醸成に向けた取組を進め、地権者の協働による用地供給見通しを確保した上で、跡地利用に参加する開発事業者や立地企業等の最大の関心事であるまとまりある用地確保の可能性を提示し、県内外から跡地利用に参加する開発事業者や立地企業等を誘致

2) 機能誘致見通しの確保にもとづく計画づくり

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」や用地供給見通し等を県内外に情報発信し、跡地利用に参加する開発事業者や立地企業・来住者等を募り、機能誘致見通しを確保し、計画づくりに反映

① 跡地利用への参加を呼びかける情報発信

- ・ 跡地利用への参加を広く呼びかけるために、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」では、跡地のまちづくりの全体像をわかりやすく表わすことを目標として、「跡地利用の配置方針図」を作成し、跡地利用情報を県内外に情報発信
- ・ 今後、効果的な需要喚起につなげるための情報発信の時期、内容、主体、手法等に関する検討を行い、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」や用地供給可能性等を県内外に情報発信

② 機能誘致見通しの確保に向けた情報収集

- ・ 開発事業者や立地企業等の跡地利用への参加意欲や国・県等の公的機関が有する施設の新設・更新計画等の情報を収集し、機能誘致の見通しを確保
- ・ 今後、県内外への普天間飛行場の跡地利用情報の継続的な発信と並行して、跡地利用への参加を円滑に進めるためのルールづくり等に取り組み、県内外から開発事業者や立地企業・来住者等を募るなど、機能誘致及び発展の見通しを検討した上で、土地利用ゾーンに関する計画に反映

III-3 都市基盤整備の方針

1. 幹線道路等の整備

普天間飛行場の跡地では、跡地利用を契機とした県土構造の再編と周辺市街地と一緒にとなった道路網整備を目標として、幹線道路網等の整備を推進

1) 県土構造の再編に寄与する広域的な幹線道路の整備

中南部都市圏の道路網の強化を行い、県土構造の再編に寄与する広域的な幹線道路として「中部縦貫道路」と「宜野湾横断道路」を整備

① 「中部縦貫道路」の整備

- 「中部縦貫道路」は、中南部都市圏の縦貫方向の交通機能の強化と跡地や周辺市街地等との連携による沿道まちづくりの推進を目標として、主要幹線道路の機能を備えた道路構造と跡地内を南北に縦貫するルートで導入することを想定
- 今後、県土構造の再編に資する2環状7放射道路を補完する都市基盤として国や県、市による役割分担の下、宜野湾市の幹線道路網との結節のあり方、跡地や周辺市街地の市街地環境に及ぼす影響の緩和、景観等に関する検討を行い、道路の規格、構造、ルート、緑化等に関する計画や土地利用と連携した沿道まちづくりに関する計画に反映

② 「宜野湾横断道路」の整備

- 「宜野湾横断道路」は、中南部都市圏の横断方向の交通機能の強化や東海岸地域と西海岸地域の連携強化を目標として、主要幹線道路の交通機能を備えた道路構造と跡地内を東西に横断するルートで導入することを想定
- 今後、県土構造の再編に資するハシゴ道路として国や県、市による役割分担の下、宜野湾市の幹線道路網や沖縄自動車道との結節方法、跡地や周辺市街地の市街地環境に及ぼす影響の緩和、景観等に関する検討を行い、道路の規格、構造、ルート、緑化等に関する計画や土地利用と連携した沿道まちづくりに関する計画に反映

2) 宜野湾市の都市幹線道路網等の整備

宜野湾市の将来都市像の実現に向けた幹線道路網の再編と交通環境の魅力向上を目指として、跡地を利用した幹線道路網を整備

① 都市幹線道路の整備

- ・ 宜野湾市都市計画マスターplanを基本として、跡地利用の観点から望ましいルートの見直しを行い、幹線道路を適正な網間隔で配置することを目標として、跡地と周辺市街地にまたがる都市幹線道路を整備
- ・ 今後、主要幹線道路を都市幹線道路網の一部に組み込むことや都市幹線道路網の一部を主要幹線道路に併設する可能性、跡地や周辺市街地のまちづくりとの整合性等に関する検討を行い、都市幹線道路の規格、構造、ルート、緑化等に関する計画に反映

② 地区幹線道路の整備

- ・ 都市幹線道路網を補完し、跡地における土地利用の誘導や周辺市街地との一体性の確保、跡地と周辺市街地の一体化に向けたシンボル的な空間の創出等を目標として、跡地と周辺市街地にまたがる地区幹線道路を整備
- ・ 今後、跡地や周辺市街地のまちづくりとの整合性に関する検討を行い、道路の規格、構造、ルート、緑化等に関する検討を行い、地区幹線道路の計画に反映

③ 生活道路等の整備

- ・ 地区幹線道路を補完し、日常生活の中で利用する最も基本となる道路として歩行者と自動車が共存するとともに、防災機能とゆとりある道路空間や周辺環境との調和に配慮した良好な景観形成等を目標として、生活道路等を整備
- ・ 今後、跡地や周辺市街地のまちづくりとの整合性に関する検討を行い、地区ごとの目標像を踏まえた防災機能や景観形成に資する道路構造や無電柱化等に関する検討を行い、生活道路等の計画に反映

2. 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の整備

県土の均衡ある発展を支え、跡地のまちづくりの推進にあたって大きな原動力と期待される、鉄軌道を含む新たな公共交通の基幹軸の跡地への導入を踏まえた計画づくりを推進

1) 鉄軌道及びフィーダー交通による公共交通網の整備

将来的な公共交通網の形成を見据えた「鉄軌道」と「フィーダー交通」について跡地利用の観点から望ましいルートや位置、構造等を検討

① 鉄軌道を含む公共交通軸の導入を踏まえた効果的なルートを想定

- ・ 本計画においては、鉄軌道を含む公共交通軸の導入を踏まえ、公共交通軸の整備効果を最大限に發揮させることや整備時期を踏まえた導入空間の確保の観点から跡地中央部を通るルートを想定
- ・ 今後、県土の均衡ある発展を支え、都市間をつなぐ公共交通の基幹軸として、速達性、定時性等の機能を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に取り組み、駅配置や施設概要等に関する検討成果を土地利用や都市基盤整備等の計画に反映

② 鉄軌道を含む公共交通軸の活用に向けた計画づくりを推進

- ・ 跡地においては、公共交通利用の拡大に向けた土地利用配置を誘導する可能性が高いため、公共交通利用の拡大と跡地利用の促進を目標とし、鉄軌道を含む公共交通軸の活用に向けた計画づくりを推進
- ・ 今後、国や県による鉄軌道及び県や市による地域公共交通計画に関する調査検討の進捗とあわせて、公共交通志向型のまちづくりについて検討を行い、跡地利用として望ましい公共交通軸と周辺の土地利用に関する計画に反映

③ 西海岸地域等の周辺地域との連携を促進するフィーダー交通等の導入

- ・ 跡地の周辺地域では、西海岸道路の整備や各拠点と連携した魅力的な地域づくりの推進、西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点の形成、沖縄都市モノレールの延伸によるてだこ浦西駅を中心とした交通結節点の整備が進められており、今後跡地内に鉄軌道及び新駅が整備された場合、跡地及び西海岸地域、西普天間住宅地区跡地間を結ぶ移動手段として公共交通網の整備を想定
- ・ 今後、国や県による鉄軌道及び県や市による地域公共交通計画に関する調査検討の進捗とあわせて、鉄軌道の導入効果の増進に寄与する公共交通のあり方（各拠点を結ぶルート、規格、構造等）について検討を行い、鉄軌道を含む公共交通軸を補完するフィーダー交通に関する計画に反映

3. 緑地空間等の整備

「みどりの中のまちづくり」の実現に向けて、公民連携の下、公園・緑地と都市的土地区画整備が融合した大規模公園エリアを整備

水循環の継承や自然・歴史特性の保全・活用、周辺市街地からの利用といった跡地の特性も活かし、都市基盤施設として、都市全体の価値や魅力を高める公園・緑地（少なくとも約100ha以上）を整備

1) 公園・緑地と都市的土地区画整備

跡地の将来像である「世界に誇れる優れた環境の創造」を体現する取組として、大規模公園エリアの整備を位置づけ、従来の事業手法にとらわれない公民連携による新たな土地利用や機能導入、事業手法等を検討

① 公民一体となったボーダレスな緑地空間の形成

- ・ 世界に誇れる環境づくりとしての「みどりの中のまちづくり」とは、全ての緑地空間が従来の公園・緑地に関する制度の枠組みにとどまらない、公共・民間の枠組みを超えた周囲のまちと一体化した形態を成すものとし、その実現には、国や民間企業をも巻き込み、これらを可能とする新たな整備・管理手法の構築を推進
- ・ 今後、国や県、市、民間企業とも連携し、跡地利用による大規模かつ一体的な緑地整備を見据えた戦略的な整備手法等に関する検討を行い、具体的な区域や整備内容及び公民連携方策等の計画に反映

② 平和希求のシンボルとなる拠点空間の整備

- ・ 米軍の飛行場であった史実を平和希求のシンボルとして受け継ぎ、多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る拠点の形成を推進することを目標とし、沖縄平和祈念公園との棲み分け・役割分担を踏まえた沖縄を代表する平和希求のシンボルとなる拠点空間整備を推進
- ・ 今後、跡地の歴史的な経緯を踏まえた平和希求のあり方について検討を行い、拠点空間にふさわしい導入機能や施設整備等の計画に反映

③ 沖縄振興の拠点となる交流空間の整備

- ・ 大規模公園エリアにおいては、振興拠点ゾーンの中心施設として、沖縄振興の拠点や跡地のまちづくりの原動力として育てていくことを目標とし、沖縄を代表する国際的な交流空間にふさわしい優れた風景づくりや産業振興を先導する施設、集客施設の導入等を推進
- ・ 今後、交流空間にふさわしい優れたアイデアを広く募り、管理・運営のあり方等に関する検討を行い、公園のデザインや集客施設等の計画に反映

④ 安全・安心な都市を支える防災機能の導入

- ・大規模公園エリアは、中南部都市圏の中央に位置することや広大な空間が活用できることに着目して、災害時には広域防災活動拠点としての機能を備えた計画づくりを推進
- ・今後、広域的な計画において、広域防災拠点として普天間公園（仮称）が担うべき役割を定め、普天間公園（仮称）における広域防災関連施設（災害時のライフラインの確保、救援活動拠点の整備等）の計画に反映

⑤ 新たな取組を象徴する普天間公園(仮称)の整備

- ・「みどりの中のまちづくり」の中核を成す大規模公園エリアでは、新たな価値観の下での大規模公園（普天間公園（仮称））と都市的土地利用が融合するまちの創造への挑戦を国家プロジェクト（国営公園等）として推進
- ・今後、沖縄記念公園（首里城公園・海洋博公園）等との機能分担や連携のあり方、国や県、市による望ましい役割分担にもとづく整備・運営手法等に関する検討を行い、具体的な区域や整備内容等の計画に反映

2) 水環境の継承

跡地の特性を活かし、次世代に伝える環境づくりを目標として、跡地内外に亘る水環境の継承の観点から自然・歴史特性の保全・活用と連携した公園等を整備

① 広域的な水のネットワークを継承する公園・緑地の整備

- ・跡地内外をつなぐ水のネットワークについて、流域毎の需要量の保全や土地利用を進めた上で湧水量の確保に向け、地下水脈上部の緑化や積極的な敷地内緑化、地下水涵養手法導入等の対策を推進
- ・今後、基地内の立ち入り調査及び跡地周辺の湧水状況の把握等により、流域の明確化を図ることで流域毎の保全箇所、必要流量等について検討を行い、公園・緑地の配置や敷地内緑化に関する計画に反映

② 水環境（地下水涵養）の継承と効果的な活用のための土地利用及び都市施設等整備

- ・跡地内外における水環境の活用状況や持続可能な環境づくりの観点から既存の水環境の継承を図った上で効果的な活用方法について検討を行い、地域資源としての活用を推進
- ・今後、基地内の立ち入り調査及び跡地周辺の湧水状況の把握等により、流域の明確化を図ることで流域毎の保全箇所、必要流量等について検討を行い、湧水の活用方法の精査や雨水活用による循環型環境づくりに向けた土地利用及び都市施設等の整備に関する計画に反映

3) 自然・歴史特性の保全・活用に向けた公園・緑地の整備

跡地の特性を活かし、次世代に伝える環境づくりを目標として、自然・歴史特性の保全・活用と連携した公園・緑地を整備

① 既存緑地や西側斜面緑地の保全と連携した公園・緑地の整備

- ・ 多様な生物との共生、地域景観の保全・創出、特色ある土地の起伏の保全を目標として、跡地の既存緑地や跡地の内外にまたがる西側斜面緑地の内、公共施設としての維持・管理が必要な区域を選定して、公園・緑地を整備
- ・ 今後、返還後の生物の生息・生育環境に関する現況調査にもとづき、保全すべき区域を定め、公園・緑地の計画に反映

② 「並松街道」の継承

- ・ 首里城から普天満宮までつながっていた「並松街道」の継承を目標として、跡地においては、その一体性・連續性を踏まえつつ、周囲の土地利用と相乗する形態を検討し、周辺市街地においても、「並松街道」の全体像が見える空間づくりを推進
- ・ 今後、「普天満宮参詣道」としての史跡指定の可能性や首里城公園との連携も視野に入れつつ、跡地における整備手法や跡地と普天満宮とを結ぶ区間等の周辺市街地における空間づくりの方向等について検討を行い、関連する計画に反映

③ 重要な文化財の現状保存と連携した公園・緑地の整備

- ・ 環境づくりの方針としている歴史が見えるまちづくりを目標として、現状保存の対象として選定された重要な文化財の内、公共施設としての維持・管理が期待され、優れた風景づくりにもつながるものについては、活用を図るため公園・緑地を整備
- ・ 今後、返還前及び返還後の試掘・確認調査等にもとづく現状保存の対象とする遺跡の選定を待って、現状保存と連携した計画づくりの方向等に関する検討を行い、公園・緑地の計画に反映

4) 身近な生活の場となる公園・緑地の整備

跡地の新しい住宅地の魅力を県民・市民にアピールするとともに、公園・緑地が不足する周辺市街地からの利用を視野に入れて、身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる公園・緑地を整備

① 跡地の住宅地の魅力向上に向けた公園・緑地の整備

- 新しい定住人口や交流人口の誘致に向けて、跡地の住宅地の魅力を高めるために、緑豊かな憩いの場やコミュニティ活動の場となる身近な公園・緑地を整備
- 今後、緑地の計画フレーム等に関する検討成果をもとに、居住ゾーンの土地利用や公園・緑地の計画に反映

② 周辺市街地からの利用に配慮した公園・緑地の整備

- 周辺市街地には、公園・緑地が不足している市街地が多く見られるため、跡地においては、周辺市街地からの利用に配慮した公園・緑地を整備
- 今後、緑地の計画フレームや周辺市街地における生活利便の向上等に関する検討を行い、公園・緑地の計画に反映

4. 供給処理・情報通信環境等の整備

普天間飛行場の跡地においては、最先端の都市基盤技術を導入しながら、環境づくりと連携した供給処理施設の基盤と産業立地や多様な都市サービス導入のインフラとなる情報通信環境等を整備

1) 最先端の都市基盤技術の導入

最先端の都市基盤技術については、自然環境の保全や都市課題の解決等への対応を目標に環境の豊かさが持続するまちづくりに向けた取組を導入

① 環境要素を活用したまちづくりの推進

- ・ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性・水循環の確保、資源循環型社会の形成等を目標として、跡地内に残る緑を最大限活用した水と緑のネットワークや風の道を生み出すグリーンインフラの整備に加え、雨水・地下水利用及び廃棄物エネルギー利活用技術の高度化等を推進
- ・今後、水収支シミュレーション等にもとづき、地下水を活用した省エネルギー化システムの導入の可能性や生態系ネットワーク形成の手法等に関する検討を行い、緑地空間等の整備に関する計画に反映

② 環境負荷の低減に取り組むまちづくりの推進

- ・脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを目標として、エネルギー負荷の低いLCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅の導入や街全体でエネルギー利用の最適化（エネルギーの面的利用等）を推進
- ・今後、蒸暑地域における省エネ住宅や高効率のエネルギー利用の導入に関する検討を行い、エネルギーの利活用や供給処理に関する計画に反映

③ アジアを牽引するモデル地区となるまちづくりの推進

- ・最先端技術を柔軟に導入する未来志向のまちづくりを目標として、跡地全体を様々な最先端技術の実証実験の場として提供し、アジア地域を中心とする蒸暑地域において応用可能な環境に配慮したパッシブデザインの研究やシームレスな移動を可能にするMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）や自動運転等の導入を促進
- ・イノベーション産業に取り組む企業・研究機関の誘致に向け、跡地全体を実証実験・社会実装の場として活用するための手法等に関する検討を行い、機能誘致や公共交通に関する計画に反映

2) 供給処理施設の基盤整備

供給処理施設の基盤については、広域的な既定計画による施設整備に加えて、脱炭素化、資源循環、水循環の保全等に向けた取組を導入

① 広域における既定計画にもとづく施設整備

- ・上水供給、汚水処理、ごみ処理については、広域的な既定計画により、電力やガスについては、供給事業者の計画を踏まえ、地区単位あるいは周辺市街地を含む地域全体における供給システムの導入により、沖縄型のスマートシティに対応した施設を整備
- ・今後、計画フレームの検討等とあわせて、既定計画による対応可能性について確認を行った上で、沖縄型のスマートシティの形成に向けたエネルギーの面的利用（スマートグリッド）や分散型エネルギーシステム等の導入について検討を行い、供給処理施設の基盤に関する計画に反映

② 水循環の保全・活用に向けた雨水排水施設の整備

- ・水循環の保全を目標として、雨水地下浸透を促進するとともに、跡地外への雨水流出を抑制する雨水排水施設の整備や跡地の外から跡地に流入する河川や排水路の水質の改善に加え、熱交換システム等による地下水を活用した省エネルギー化等を推進
- ・今後、跡地における水収支シミュレーション等の成果にもとづき、雨水排水施設が担うべき地下浸透の目標を定め、地下水涵養手法等を検討し、雨水排水施設の計画に反映

③ 再生可能エネルギーへの転換と連携した電力供給施設の整備

- ・環境づくりの方針としている環境の豊かさが持続するまちづくりを目標として、太陽光・風力・バイオマス等の多様な再生可能エネルギークリーンかつ安全なエネルギーの利用等と連携した電力供給を推進
- ・今後、立地機能の具体化とあわせて、エネルギー負荷の低い住宅の導入見通し等を確保した上で、電力供給事業者等との協働により、効率的なエネルギー利用の促進に向けたエネルギー・マネジメントシステム等の導入について検討を行い、電力供給施設に関する計画に反映

3) 情報通信環境の整備

情報通信環境については、情報通信関連産業等の誘致や都市課題解決及び利便性の高い生活を提供する持続可能なまちづくりを目標として、ハード・ソフトにわたる高度な技術及び取組を導入

① 情報通信環境の整備による産業立地の促進

- ・ 跡地においては、沖縄県が掲げる「アジア有数の国際情報通信ハブの形成」を目標として、最先端技術の実証実験等を可能にするSociety5.0の実現に向けた通信インフラの拡充や情報通信関連制度による特例措置及び沖縄の持つ地理的・環境的優位性に関する情報発信により、情報通信関連産業やイノベーション産業に取り組む企業・研究機関等の立地を促進
- ・ 今後、新たな技術革新の成果を取りいれた最新の情報通信環境の整備に向けた沖縄県の取組等と連携して、跡地における機能誘致効果を高めるための創業支援制度や跡地全体を実証実験・社会実装の場として活用するための環境整備等に関する検討を行い、関連する計画に反映

② 情報通信技術（ＩＣＴ）の活用及び最先端技術の導入による生活の豊かさの追求

- ・ 最先端技術を柔軟に導入するまちづくりを目標として、高度な情報通信技術（ＩＣＴ）の導入に加えて、ビッグデータやAI、IoT等の最先端技術を活用した沖縄型のスマートシティの形成により、都市の課題を解決し、豊かで便利な生活を提供する持続可能なまちづくりを推進
- ・ 情報通信技術（ＩＣＴ）は常に進展していくことから、継続的な情報収集を行った上で、跡地への導入が求められるサービスや情報通信環境の維持管理手法等に関する検討を行い、様々な分野に反映

III-4 周辺市街地整備との連携の方針

1. 周辺市街地の改善と連携した跡地利用

周辺市街地との連携による相互の発展、基地所在に起因する課題の解決に向けて、中南部都市圏の都市機能の立地動向を踏まえた上で、周辺市街地との効果的な役割分担や連携による跡地の整備や、周辺市街地の再編及び生活利便の向上等に向けた取組を導入

1) 中南部都市圏の動向を踏まえた周辺市街地との効果的な役割分担

広域レベル、地域レベルから跡地と周辺市街地における都市機能等の連携・補完を進めることで、跡地の「新たな沖縄の振興拠点」や周辺市街地の各拠点形成を推進

① 集客圏域等を意識した適切な機能導入の連携

- ・ 跡地における「新たな沖縄の振興拠点」や「都市拠点ゾーン」の創出にあたっては、周辺市町村と連携し県及び中南部都市圏の持続的な発展を目指すとともに、広域レベル及び地域レベルでの都市機能の立地動向に配慮した上で、それぞれの機能を連携・補完し相乗効果を発揮するよう、適正な機能導入を推進
- ・ 今後、跡地及び周辺市街地の拠点形成と機能導入に関する検討を行い、土地利用や周辺市街地整備との連携に関する計画に反映

② 「沖縄健康医療拠点」との連携を考慮した機能導入とネットワークの形成

- ・ 西普天間住宅地区跡地における「沖縄健康医療拠点」の拠点性を発揮するため、跡地及び跡地と当該拠点を結ぶ周辺市街地において、それらの機能をサポートし相乗効果を発揮する機能導入とネットワークの形成を推進
- ・ 今後、「沖縄健康医療拠点」との連携を考慮した機能導入及び道路、交通、情報通信などのネットワークの形成に関する検討を行い、土地利用や周辺市街地整備との連携に関する計画に反映

2) 周辺市街地の再編

周辺市街地における市街地の再開発や既存施設の跡地への移転立地による市街地の再編を支援するために、跡地における必要な用地の確保や跡地との連携による一体的な周辺市街地の再編

① 跡地と一体となった周辺市街地の再編

- ・ 跡地と一体となった生活圏（市街地）を形成（創出）するエリアについては、エリア一体の生活利便性の向上（或いは、発展）や市街地環境の改善に向けて、跡地整備にあわせた都市機能の集約や都市基盤の改善とともに、跡地と周辺市街地の境界部分における各種規制・誘導手法の検討による一体的な市街地形成を推進
- ・ 今後、宜野湾市都市計画マスターplanなど各種計画との整合を図り、跡地利用の推進及び円滑な整備の実施に向けて先行的に着手すべきエリアの検討とともに、地元意向との調整及び事業手法等の検討を行い、周辺市街地における関連計画や土地利用及び周辺市街地整備との連携に関する計画に反映

② 市街地の再開発等に必要な用地の供給

- ・ 周辺市街地の改善に向けた再開発や幹線道路の整備等を促進するために、跡地においては、再開発等の事業化に必要な用地を計画的に供給
- ・ 今後、市街地の再開発等に向けた地元意向や事業化可能性に関する検討を行い、跡地における用地供給の必要性を見極めた上で、土地利用や用地供給に関する計画に反映

③ 既存施設の移転立地意向に対応した用地の供給

- ・ 跡地のまちづくりによる宜野湾市の都市構造の変化を受けて、周辺市街地から跡地に向かう既存施設の移転立地意向が高まることが想定されるため、跡地では移転先となる用地を供給し、周辺市街地では跡地を活用した移転元の市街地の再編等を促進
- ・ 今後、既存施設の再配置に向けた意向聴取にもとづき用地需要の見通しを確保するとともに、跡地を活用した再開発の可能性等に関する検討を行い、土地利用や周辺市街地整備との連携に関する計画に反映

3) 跡地と周辺市街地にまたがる生活圏の形成

跡地と周辺市街地にまたがる生活圏を形成し、生活関連施設を共用することにより、周辺市街地の生活利便の向上や跡地における住宅立地を促進

① 周辺市街地からの利用に配慮した公園・緑地の整備

- ・公園・緑地等が不足し防災上課題を有する周辺市街地においては、跡地と周辺市街地にまたがる生活圏形成に向けて、周辺市街地からの利用に配慮した公園等を整備
- ・今後、周辺市街地から利用しやすい公園・緑地等の配置のあり方に関する検討などを行い、公園・緑地等の計画に反映

② 周辺市街地の既存施設利用による跡地の住宅立地の促進

- ・小・中学校や近隣店舗等については、跡地の新設施設と周辺市街地の既存施設を跡地と周辺市街地で共用し、周辺市街地の生活利便を高めるとともに、跡地における住宅立地を促進することを目標とし、跡地が分担すべき生活関連施設を整備
- ・今後、跡地の計画フレームや跡地と周辺市街地にまたがる小・中学校の校区の再編、既存施設の拡充等に関する検討を行い、居住ゾーンや学校施設整備等の計画に反映

2. 跡地と周辺市街地にまたがる環境づくりと都市基盤整備

跡地と周辺市街地にまたがる一体的な環境づくりや都市基盤整備に向けて、跡地のまちづくりとあわせて、周辺市街地における計画づくりを推進

1) 周辺市街地における環境づくり（周辺市街地に関連する方針を再掲）

地域特有の環境づくりに向けた跡地と周辺市街地の一体的な取組を目標として、周辺市街地では、既成市街地での実現性に配慮した計画づくりを推進

① 西側斜面緑地の保全

- ・ 広域的な水と緑のネットワーク構造の一翼を担う西側斜面緑地の周辺市街地の区域は、「みどりの中のまちづくり」の実現に向け、大規模公園エリアとの一体的整備による施設緑地や風致地区等の地域制緑地としての保全を推進
- ・ 今後、宅地、森林、墓地が混在する状況を踏まえて、地元意向の反映や区域設定に関する検討を行い、都市計画による地域地区指定等に関する計画に反映

② 「並松街道」の継承

- ・ 跡地における「並松街道」の継承とあわせて、周辺市街地においても「並松街道」の全体像が見える空間づくりを目標として、「宜野湾」の歴史を見せる「並松街道」の多様な役割と対応する整備のバリエーションを検討し、跡地、周辺市街地を含め、全体及び各所の風景づくり計画に反映し、「並松街道」の空間づくりに向けた取組を推進
- ・ 今後、普天満宮、佐真下公園をはじめ、跡地と連携してその歴史・文化特性、景観や緑の新たなネットワークを形成する地区等の検討や空間づくりに向けた手法、実現性に関する検討を行い、周辺市街地における関連計画に反映

③ 湧水利用による親水空間、農業、生物の生息・生育環境、民俗文化の継承

- ・ 周辺市街地では、地域特有の水循環の全体像が見えるまちづくりを目標として、湧水利用による農業、生物の生息・生育環境、民俗文化の継承に向けた取組を推進
- ・ 今後、大山土地区画整理事業地区との連携による大山タイモ水田における営農の継続や親水空間の創出、生物の生息・生育環境の保全に配慮した地下水涵養に資する公園・緑地等に関する検討を行い、周辺市街地における関連計画に反映

④ 跡地に流入する河川や排水路の水質の改善

- ・ 地下水の水質の改善を目標として、周辺市街地においては、跡地に流入する河川や排水路の水質の改善に向けた施設整備を推進
- ・ 今後、水質の実態調査や汚染の要因の分析等にもとづき、水質の改善に向けた方策について検討を行い、周辺市街地における関連計画に反映

2) 周辺市街地における幹線道路の整備

幹線道路網の周辺市街地区間については、沿道地域の地域住民等との協働による計画づくりや跡地利用の早期実現に向けた取組を推進

① 周辺市街地整備から見た道路構造・ルートの選定

- 幹線道路の周辺市街地区間は、生活圏分断の回避や沿道市街地整備との連携、跡地と周辺市街地の一体化に向けたシンボル的な空間の創出等に取り組み、沿道地域の地域住民等との協働による計画づくりを推進
- 今後、周辺市街地整備から見た望ましい道路構造・ルートの選定に関する検討を行い、幹線道路の計画に反映

② 周辺市街地における幹線道路の早期整備の推進

- 周辺市街地の幹線道路の沿道地域の多くは既成市街地であり、計画づくりに向けた検討に時間を要するため、跡地利用の早期実現に向けて、宜野湾市都市計画マスターplanなど各種計画との整合を図り、跡地利用にあわせて一体的に整備する周辺市街地の幹線道路や中部縦貫道路、宜野湾横断道路との交差点改良など、その影響範囲を踏まえ先行的に着手すべき地区の整備を推進
- 今後、地元意向との調整や先行的に着手すべき地区の市街地再編に関する検討を行い、周辺市街地における幹線道路整備に関する計画に反映

3) 周辺市街地における供給処理施設等の整備

跡地において進める環境づくりや供給処理基盤などのインフラ整備において、周辺市街地へ展開するとともに、一体的な整備に向けた計画づくりを推進

① 周辺市街地における都市基盤技術等の展開

- ・ 跡地利用において導入する最先端の都市基盤技術等については、宜野湾市全体の環境の豊かさが持続するまちづくりや都市の持続可能性を高めていくため、周辺市街地を含めて一体的に各種都市基盤技術の導入を推進
- ・ 今後、グリーンインフラの整備や街全体の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用推進、シームレスな移動を可能にする情報通信技術の普及・展開など、最先端の都市基盤技術の導入について周辺市街地との連携が必要な地区の検討を行い、各種インフラ計画や環境負荷の低減に取り組むまちづくり計画に反映

② 周辺市街地における供給処理施設の基盤整備

- ・ 各種供給処理施設の基盤整備や再生可能エネルギーの導入拡大については、跡地利用にあわせ影響のある周辺市街地地区を含め、関連する既定計画や供給事業者の計画を踏まえ推進
- ・ 今後、供給処理施設の効率的な運用に向けた整備計画の検討に加え、水循環の保全や環境の豊かさが持続するまちづくりを周辺市街地へ展開することに留意した取組を推進

IV 空間構成の方針

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」にもとづく県民、市民及び地権者からの意見聴取や跡地利用への参加を呼びかける情報発信等に向けて、目標とする跡地利用の姿をわかりやすく表わすために、「Ⅲ 計画づくりの方針」をもとに土地利用や都市基盤施設の配置の方向を表わした「空間構成の方針」を取りまとめ

1. 「空間構成の方針」の役割と内容

1) 期待する役割

「空間構成の方針」においては、目標とする跡地利用の姿をわかりやすく表わし、跡地利用関係者との意見交換や跡地利用参加者を募るための情報発信等を促進

① 跡地利用関係者との意見交換を促進

- ・ 地権者をはじめとする跡地利用関係者との意見交換の素材として提供することにより、計画づくりに向けた意向把握を促進

② 需要開拓に向けた情報発信に活用

- ・ 県内外に目標とする跡地利用の姿を「跡地利用情報」として情報発信することにより、跡地利用参加者を募り、需要開拓を促進

2) 検討の手順

「空間構成の方針」においては、活用すべき自然・歴史特性の配置を確認の上、土地利用や都市基盤施設についての「要素別の配置方針」を取りまとめ、それらを重ね合わせて「配置方針図」を作成

① 活用すべき自然・歴史特性の配置の確認

- ・ 「中間取りまとめ」以降、計画内容の深化を進めるなかで把握した普天間飛行場に備わる自然・歴史特性のうち、特に活用すべき自然・歴史特性の配置を確認（なお、現段階では、立ち入り調査は未実施であり、文献等から得られた情報であることに留意）

② 要素別の「配置方針」の取りまとめ

- ・ 跡地の空間構成を表わす要素として、緑地空間、土地利用ゾーン及び交通網を選んで、「計画づくりの方針」をもとに配置の考え方を表わした要素別の「配置方針」を取りまとめ
- ・ この際、緑地空間は、活用すべき自然・歴史特性の配置を優先させた配置とともに、緑地空間配置の考え方を踏まえ、土地利用ゾーン及び交通網の配置の考え方を取りまとめ

③ 「配置方針図」の作成

- ・ 要素別の「配置方針」を重ね合わせて、跡地の緑地の区域、跡地の土地利用ゾーン区分及び跡地と周辺市街地にまたがる交通網のルートで構成する「配置方針図」を作成
- ・ なお、跡地の緑地の区域とは、公共として確保する公園・緑地の区域を示すものとするが、緑地空間は、跡地の緑地の区域と土地利用ゾーン一体で創出

3) 今後の更新の方向

「空間構成の方針」は、望ましい計画条件を想定して作成するものであり、「計画内容の具体化」段階においては、新たな計画条件の確定とあわせた更新を予定

① 現段階での望ましい計画条件を想定

- ・ 「空間構成の方針」の作成にあたっては、未実施である立ち入り調査により認識が変わることを前提に、本検討では現段階で確認されている特に活用すべき自然・歴史特性の配置を踏まえた検討とする
- ・ また、現段階では未確定の「機能誘致見通しの確保」、「鉄軌道を含む新たな公共交通軸の導入」等が実現されることを想定し、広域的な都市基盤整備にかかる検討の進捗等を「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」において更新する計画条件として反映

② 「計画内容の具体化」段階における更新を予定

- ・ 今後、「計画内容の具体化」段階での検討を継続するなかで、時代の変化を柔軟に捉えつつ、「計画的な用地供給や機能誘致見通し」、「鉄軌道を含む新たな公共交通軸の導入見通し」、「立ち入り調査等による活用すべき自然・歴史特性の確認」等を踏まえた更新を予定

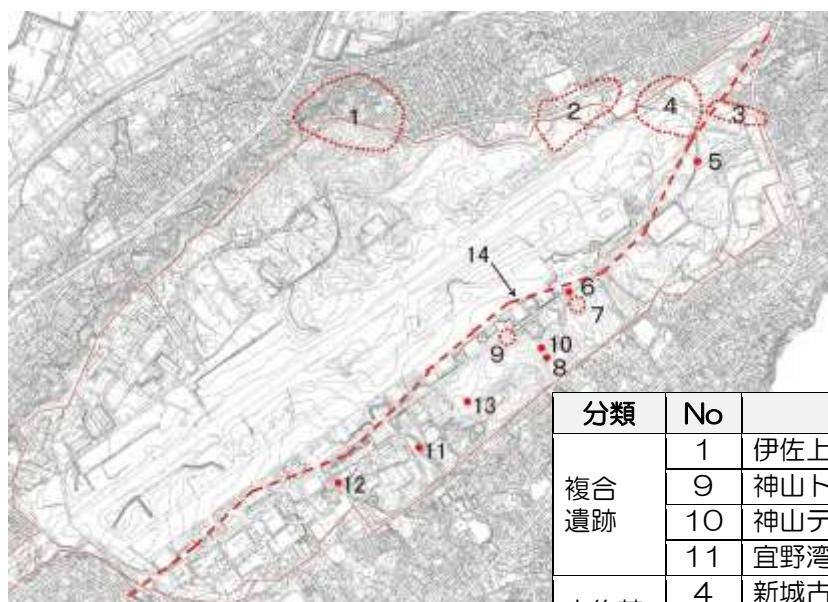
2. 活用すべき自然・歴史特性の配置の確認

1) 計画の前提となる活用すべき自然・歴史特性の配置

歴史、緑、地形、水の4つの要素を、計画の前提となる活用すべき特性として捉え、普天間飛行場内に残存する資源を確認

① 歴史

- 縄文時代から昭和戦前期までの重要な文化財（14か所）が点在し、地域の歴史の重層性が示されている
- 現在把握している14か所の重要な文化財は、並松街道、旧集落、遺跡・拝所等に分類され、現況は以下のとおり
 - 並松街道：首里王府により整備された宿道で、国王の普天満宮参詣道として植栽された松並木が戦前の国指定天然記念物であった宜野湾の歴史・文化のシンボル
 - 旧集落：地形・水・風等の諸条件に対応し、自然環境と分かれがたく形成された生活空間で、旧宜野湾・神山集落は、普天間飛行場建設により宅地部分のほとんどが消失しているが、造成を免れた部分には生活・祭祀と関わりの深い重要な史跡が残存
 - 遺跡・拝所等：縄文時代から昭和戦前期までの歴史の重層性を示す多様な資源



※図中の重要な文化財は、既往調査（宜野湾市文化課）における重要遺跡の評価・選別基準により選別されたものであり、今後の文化財調査によって増加することがある。

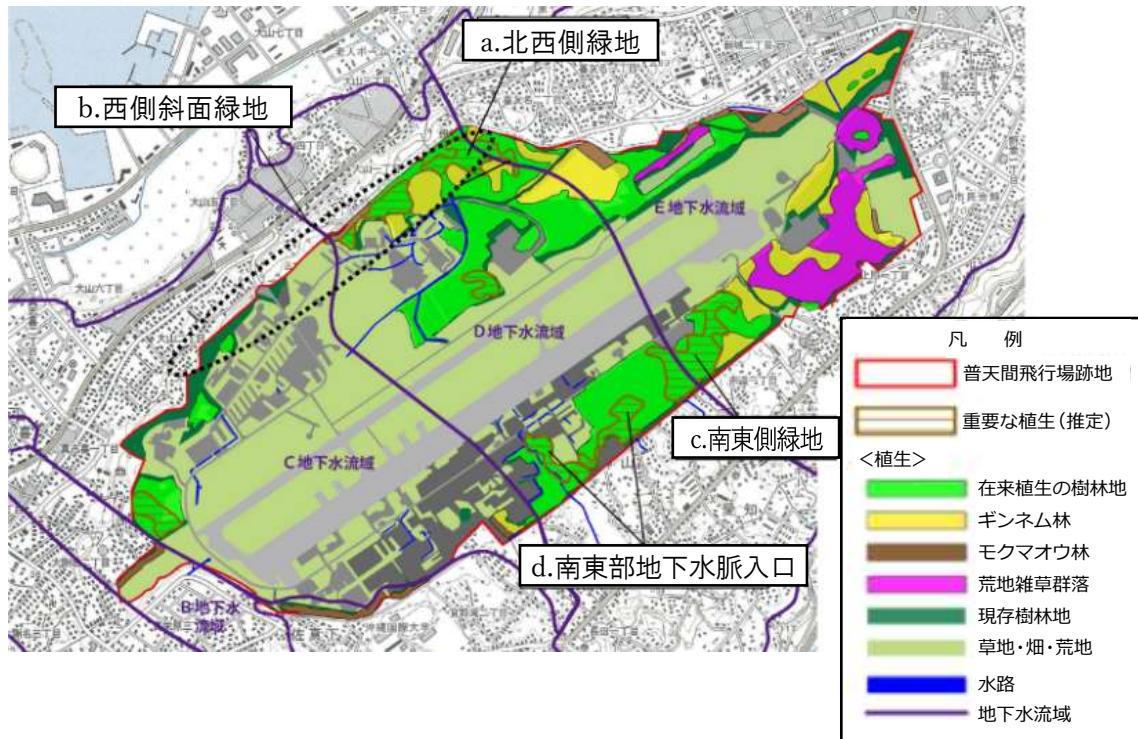
| 分類 | No | 名称 | 種別* |
|----------|----|----------------|---------|
| 複合 遺跡 | 1 | 伊佐上原遺跡群 | 史跡 |
| | 9 | 神山トゥン遺跡 | 史跡 |
| | 10 | 神山テラガマ遺跡 | 史跡 |
| | 11 | 宜野湾クシヌウタキ遺跡 | 有形民俗文化財 |
| 古集落 | 4 | 新城古集落 | 史跡 |
| | 7 | 赤道渡呂寒原屋取古集落 | 史跡 |
| 古湧泉 | 5 | 新城シマヌカー古湧泉 | 有形文化財 |
| | 12 | 宜野湾メーヌカー古湧泉 | 有形文化財 |
| | 13 | 神山クシヌカー古湧泉 | 有形文化財 |
| 古墓群 | 6 | 赤道渡呂寒原古墓群 | 有形文化財 |
| 生産 遺跡 | 2 | 上原濡原遺跡 | 史跡 |
| | 3 | 野嵩タマタ原遺跡 | 有形民俗文化財 |
| 闘牛場 | 8 | 神山後原ウシナー（闘牛場）跡 | 有形民俗文化財 |
| 宿道 | 14 | 宜野湾並松街道 | 史跡 |

* 文化財保護法における種別

図一2 歴史資源に関する分布の状況

② 緑

- ・植生については、南東側の在来植生を主とした質の高い樹林地及び北西側の二次的に成立した樹林地において、貴重な動植物の生育可能性があるため、この2か所の樹林地が特に重要と考えられる
- ・普天間飛行場周辺の水路（東側・西側の外周部について調査）においては、良好な環境は確認されなかった



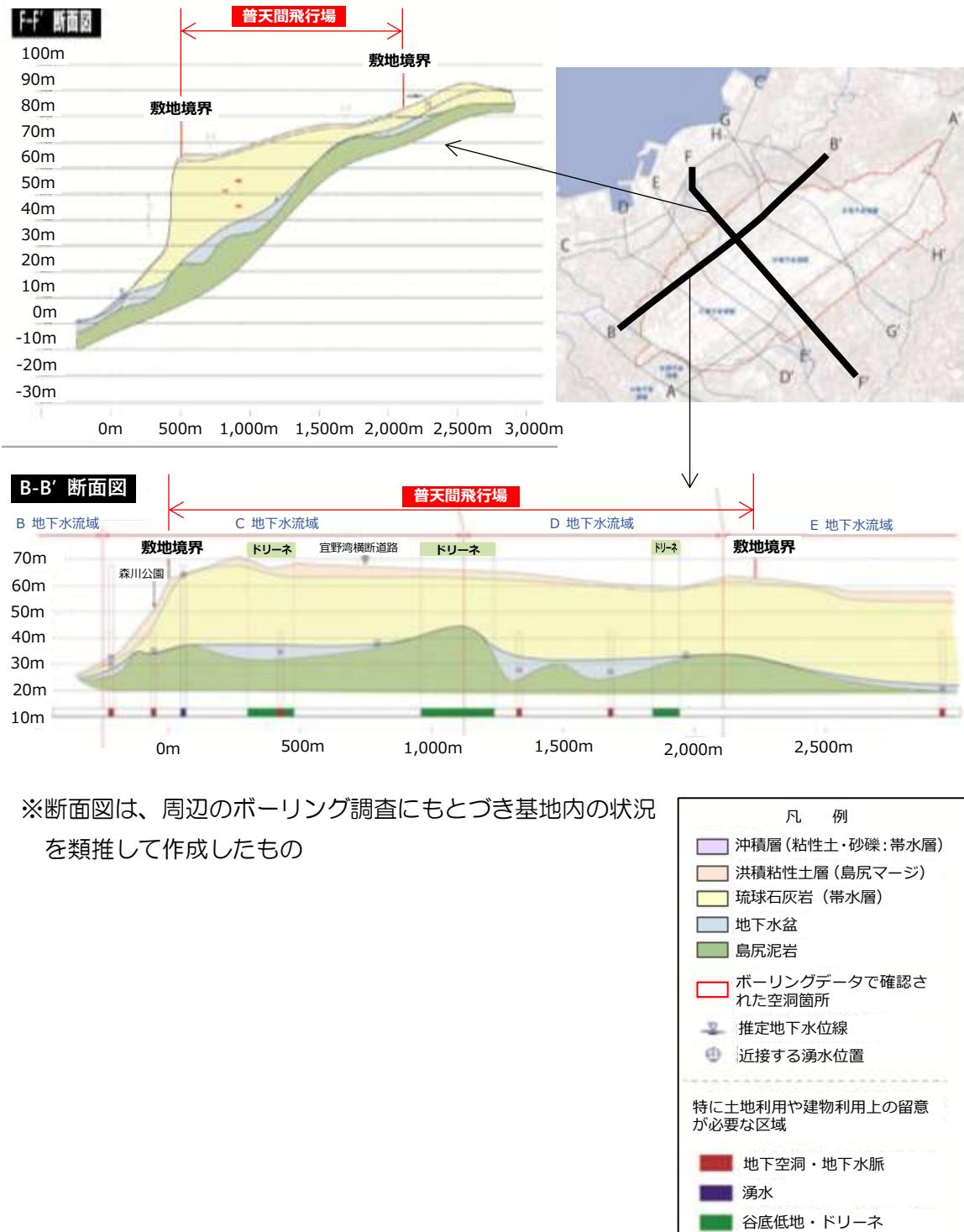
| エリア | 現況 |
|--------------|--|
| 全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場の北西部及び南東部にまとまりのある在来植生が分布 ・全体の傾向として、極相林ではなく遷移途上の段階と考えられる |
| a. 北西側緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・常緑広葉樹の遷移の初期段階の樹林帯に洞穴・遺跡が集中 ・大径木の分布が想定される ・過去に耕作地だった場所に二次的に成立した樹林地と考えられる |
| b. 西側斜面緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧海岸の植生や崖地林が連続して残存する ・特に広域に連なる西側斜面緑地は生態系ネットワークにおいても重要な役割を担っている |
| c. 南東側緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・戦前の御獄や墓地林が残っており、樹林地内に洞穴・遺跡が集積する ・大径木の分布が想定される ・比較的質の高い緑であり、地形的には斜面林の立地環境に近く、同様の生態系が存在する可能性がある |
| d. 南東部地下水脈入口 | <ul style="list-style-type: none"> ・南東側基地の内外で地下水脈の入口となる湧水・緑地が残存・連続する ・水源涵養という視点でも重要な役割を担う |

※図中の重要な植生は、既往資料及び周辺調査にもとづき基地内の状況を類推して設定したもの

図—3 緑に関する配置の状況

③ 地形

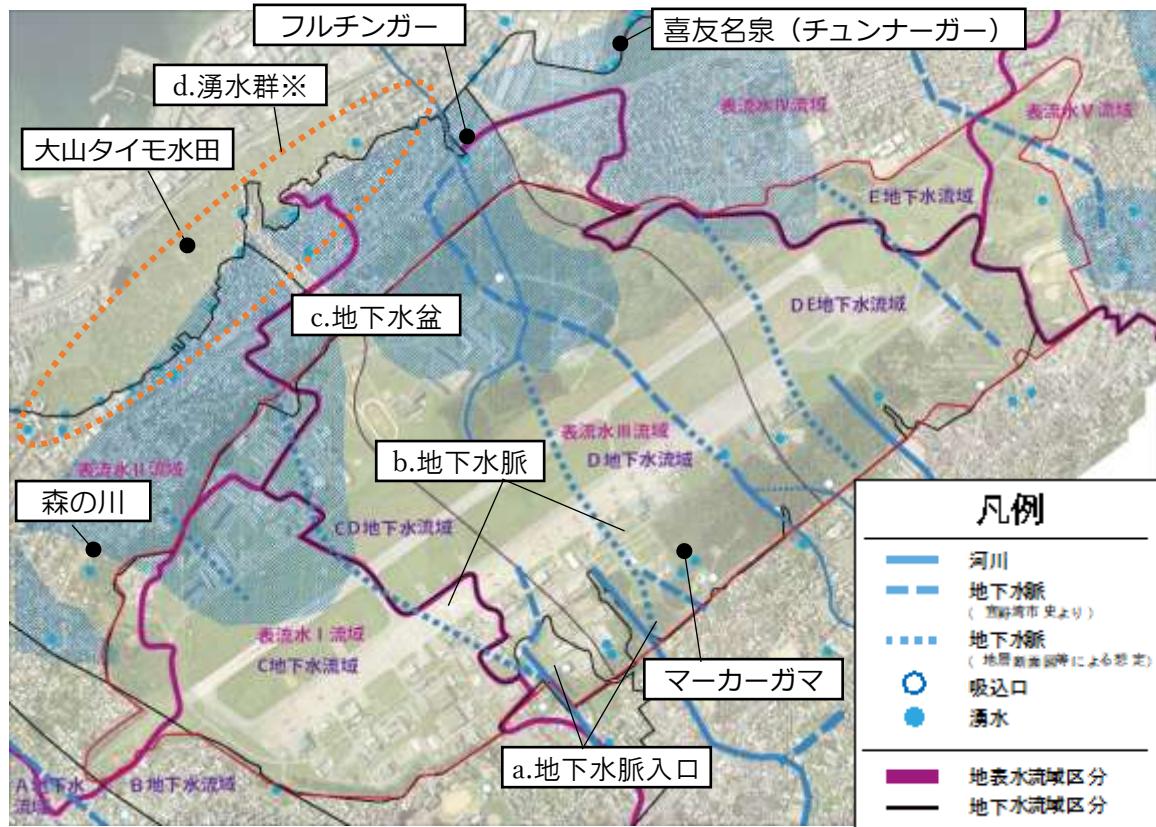
- 琉球石灰岩特有の地下空洞やドリーネ（溶食凹地）周辺など、陥没等の恐れがある地形がみられる
- 普天間飛行場内の南東側から西側斜面にかけて琉球石灰岩層が厚くなり、北西側では、支持層である島尻泥岩層までの深さがある（概ね 30~40m）
- 敷地境界の位置する西側斜面は急勾配となっている（高低差 40m 程度）



図一4 地形に関する状況

④ 水

- 普天間飛行場内は、琉球石灰岩台地を広大な集水域とした複数の地下水脈を有する地域であり、西側斜面周辺に地下水盆が形成される
- 地下水は、大山タイモ水田沿いに連続する湧水地で湧出し、現在でも様々な用途に利用されている



| エリア | 現況 |
|-------------------|--|
| 全体 | <ul style="list-style-type: none"> 本地域は、琉球石灰岩台地を広大な集水域として沖縄本島中南部で数少ない地下水脈を保つ地域で、多くの湧水及び湿地を有している 本地域の表流水流域と地下水流域は異なり、表流水流域が5区分、地下水流域が7区分に分類できる 本地域における雨水の多くは、地表水及び地下水として中城地域の尾根から西側斜面に向けて流れ、飛行場内で地下水盆へ接続する 地下水盆の地下水は、大山タイモ水田沿いで湧出する |
| a.地下水脈入口 (南東側) | <ul style="list-style-type: none"> 普天間飛行場内ではポノール（吸込口）が見られる かつての集落生活の基盤であった古湧泉が一部残存する |
| b.地下水脈 | <ul style="list-style-type: none"> 普天間飛行場内は複数の地下水脈が存在し、地下水盆へ接続する マーカーガマからフルチンガが特に重要な水みちと想定される |
| c.地下水盆 | <ul style="list-style-type: none"> 西側斜面緑地に沿って地下水盆を形成している 周辺では、すり鉢状のドリーネ（溶食凹地）が見られる |
| d.湧水群 | <ul style="list-style-type: none"> 大山タイモ水田周辺に湧水群を形成 現在に至るまで、湧水が生活用・工業用・浴用・農業用・公園用水として利用されている 喜友名泉や森の川など歴史的な価値の高い湧水も存在する |

※地下水系の位置や区域は、既往資料及び周辺調査にもとづき基地内の状況を類推したもの

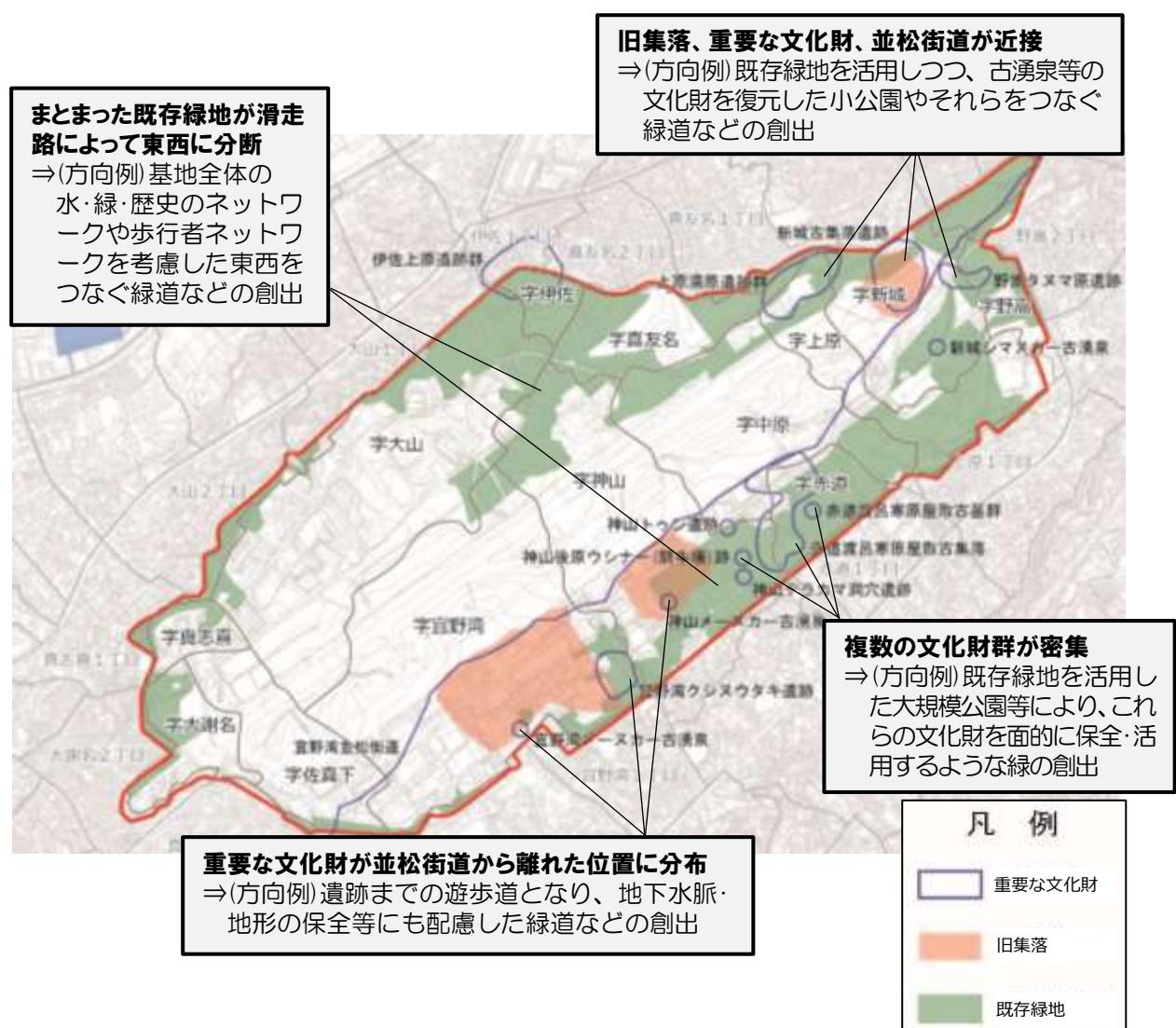
図一五 水に関する配置の状況

2) 活用すべき自然・歴史特性の重ね合わせによる配置の確認

歴史、緑、地形、水の4要素の配置を重ね合わせ、跡地利用に向けた配置の方向を整理

① 活用すべき自然・歴史特性の配置

- 更新された計画条件（歴史、緑、地形、水の4要素の詳細把握）を踏まえ、4要素の重ね合わせにより次のように配置の方向を確認
 - 現存する樹林地は、地域の貴重な緑地であるとともに、重要植生及び重要な文化財、地下水脈の入口となるポノール（吸込口）等が含まれることから、極力、公共用地として確保する
 - あわせて、水と緑のネットワークの形成や地下水涵養への寄与、交流空間や防災拠点の確保、周辺市街地からの利用の観点から、新たな緑空間を創出し、公共用地として確保する
 - なお、現段階での現況把握にもとづく配置のため、具体的には立ち入り調査の結果を踏まえて今後更新する



図一6 既存緑地と旧集落・重要な文化財の区域との重ね合わせ図

3. 要素別の「配置方針」の取りまとめ

1) 緑地空間配置の考え方

緑地空間については、活用すべき自然・歴史特性の配置を優先の上、公共・民間一体となった多様な緑地等の創出による「みどりの中のまちづくり」の実現を目指として、「配置方針」を取りまとめ

① 自然・歴史特性の保全活用に向けた緑地空間の配置

- ・ 活用すべき自然・歴史特性を「公園・緑地」として確保し、広域的な水と緑のネットワーク構造の形成や「並松街道」及び「旧集落」の特質を現代に継承した歴史が見えるまちづくり等を重視して「公園・緑地」を配置
- ・ 首里城から普天満宮までをつなぐ「並松街道」は、区間に応じた多様な形態を想定するが、特に公園・緑地内に配置されるエリア内においては、宜野湾の歴史・文化のシンボルとしての風景づくりを行う空間として配置（※緑地空間の配置パターンでは、並松街道は、参考として往時のルートを表示）

② 跡地振興の拠点となる緑地空間の配置

- ・ 東西のまとまった樹林地をつなぎ、その周辺の都市的土地利用を融合させた跡地振興の拠点となるまとまった緑地空間を大規模公園エリアとして配置
- ・ 大規模公園エリアでは、公園・緑地と都市的土地利用を融合させ、新たな価値を創出するとともに、現制度にとらわれない都市的土地利用と融合した公民一体となったボーダレスな緑地空間を創出
- ・ また、公民連携強化による緑の多価値化によって、沖縄振興の舞台となる環境づくり、交流空間の整備、平和希求のシンボル性、広域防災機能の導入などの機能を備える
- ・ なお、大規模公園エリアのうち、活用すべき自然・歴史特性が色濃いエリアについては、「公園・緑地」として確保し、広域緑地計画にもとづく普天間公園(仮称)として位置づけ

③ 跡地全体を網羅するネットワーク状の緑地空間の配置

- ・ 跡地のどこにいても「緑の豊かさ」を身近に感じる環境づくり、生物多様性を目指した「生態回廊」の形成、地域バランスに配慮した地下水涵養等を目標として、跡地全体を網羅するネットワーク状の「公園・緑地」を配置

④ 周辺市街地からの利用に配慮した緑地空間の配置

- ・ 緑地空間が不足する周辺市街地からの利用や跡地と周辺市街地にまたがる一体的な生活圏形成の拠り所としての役割を重視して、周辺市街地と隣接する跡地の区域に既存緑地を活かした「公園・緑地」を配置
- ・ 大規模かつ多様化する災害時に備えた防災機能の確保を重視した「公園・緑地」を配置
- ・ また、国道 330 号と普天間公園(仮称)のコアエリアを結ぶなど、跡地と周辺市街地の連携に向けたシンボル空間を配置

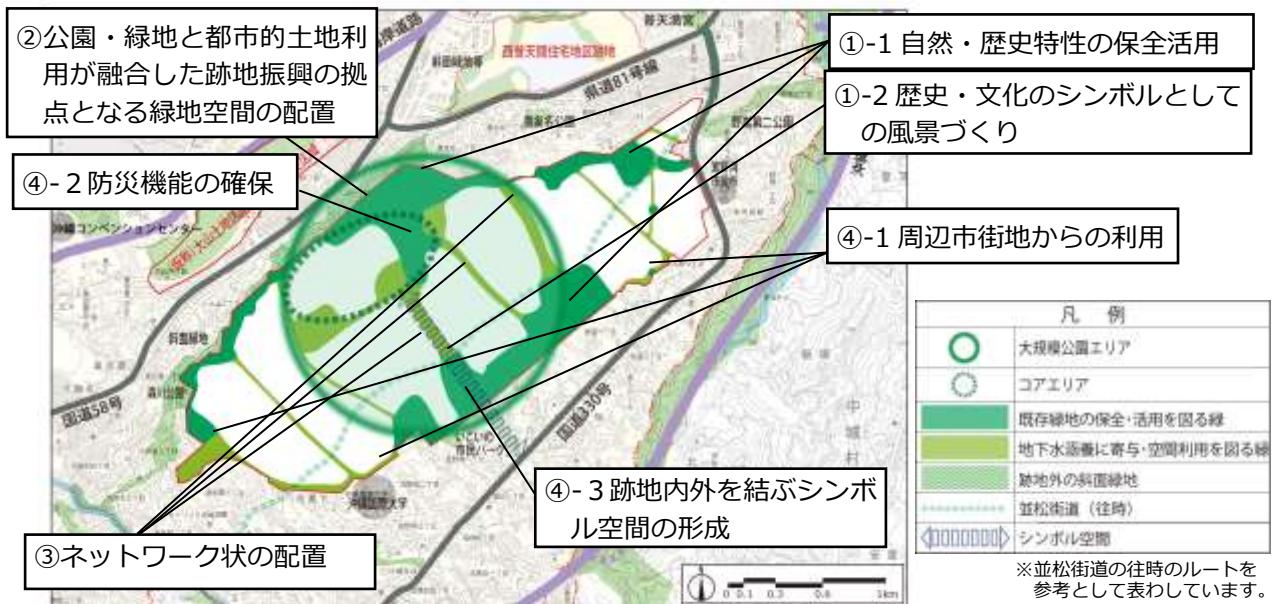


図-7 緑地空間の配置パターン

| 名称及び概念図 | 定義 |
|--|--|
| 緑地空間 公園・緑地 その他(敷地内)の緑 | <p>・「公園・緑地」及び「その他(敷地内)の緑」を含めた普天間飛行場内全体における緑地等※を指す</p> <p>※緑地等：「施設緑地」及び「地域制緑地」の総体</p> <p>施設緑地：都市公園や都市公園に準じる機能を持つ緑地</p> <p>地域制緑地：農地や水面などのオープンスペース。土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地</p> <p>・「大規模公園エリア」は、「公園・緑地」と緑豊かな「振興拠点ゾーン」などの都市的土地利用が融合した区域を指す</p> |
| 公園・緑地 | <p>公共として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設緑地及び地域制緑地 重要植生や重要な文化財等の区域が特定される「既存緑地の保全・活用を図る緑」と水と緑のネットワークの構成要素となる区域の調整が可能な「地下水涵養に寄与・空間利用を図る緑」からなり、主に公共による整備を想定する「公園・緑地」を指す |
| その他(敷地内)の緑 | <p>民有地における敷地内緑化として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に地域制緑地 各敷地における緑化を想定した区域を指す 特に、大規模公園エリアに該当する場合は、周囲の公園・緑地と連携した積極的な緑化を想定 |

図-8 (参考) 従来の枠組みを超えた公共・民間により創出する多様な緑

2) 土地利用ゾーン配置の考え方

土地利用ゾーンについては、緑地空間配置の考え方を踏まえた上、緑と都市の融合による新たな価値の創造を先導する「沖縄振興コア」の形成や、新たな沖縄の振興拠点の形成に向けた機能の複合化も視野に入れた三種類の土地利用ゾーンにふさわしい立地条件の確保を目標として、「配置方針」を取りまとめ

① 沖縄振興コアの配置

- ・ 沖縄振興に向けた象徴となる空間である「沖縄振興コア」は、緑と都市の融合による新たな価値の創造を目標とし、大規模公園エリアの中核として様々な交流・活動・発信等を通じた新たな経済活動の展開の場としてふさわしい位置等を重視して配置

② 振興拠点ゾーンの配置

- ・ 振興拠点ゾーンは、研究開発機能や産業支援機能等に加え、広域防災・行政機能の確保を目標とし、沖縄健康医療拠点や西海岸リゾートエリアとの連携、跡地の西側斜面緑地の緩衝機能や段丘端部からのオーシャンビューを活用する可能性、沖縄振興の舞台としての一体的な環境づくりのためのまとまりの確保等に着目して配置

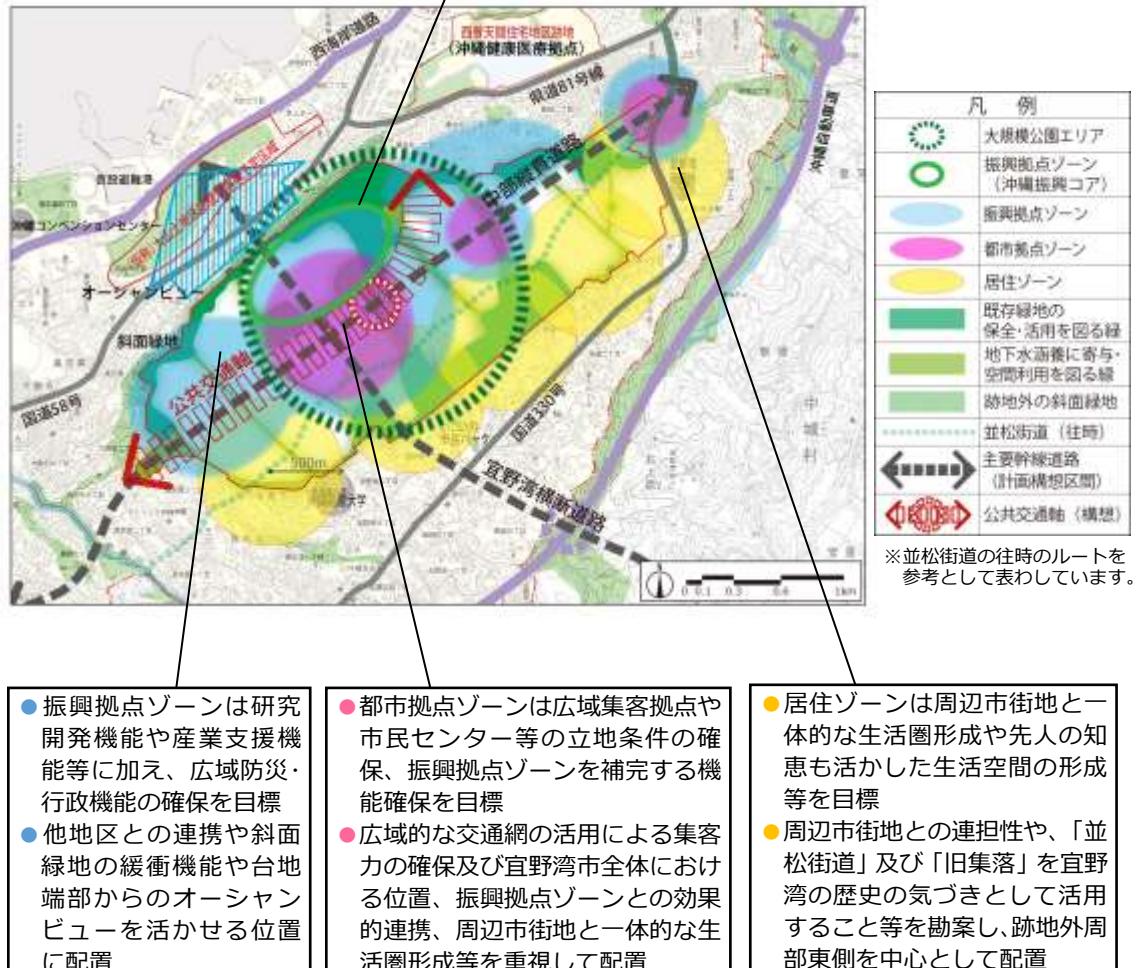
③ 都市拠点ゾーンの配置

- ・ 都市拠点ゾーンは、広域集客拠点や市民センター等の立地条件の確保に加え、振興拠点ゾーンを補完する機能確保を目標とし、広域的な交通網（とくに公共交通軸）の活用による集客力の確保及び宜野湾市の中心としてふさわしい位置、振興拠点ゾーンとの効果的連携、周辺市街地との一体的な生活圏形成等を重視して配置

④ 居住ゾーンの配置

- ・ 居住ゾーンは、周辺市街地との一体的な生活圏形成や先人の知恵も活かした生活空間の形成を目標とし、周辺市街地との地形的な連担性や、「並松街道」及び「旧集落」を宜野湾の歴史の気づきとして活用すること等を勘案し、跡地外周部東側を中心に配置

- 沖縄振興コアは緑と都市の融合による新たな価値の創造を目指す
- 大規模公園エリア内で新たな経済活動の展開にふさわしい位置に配置



図一九 土地利用ゾーンの配置パターン

3) 交通網配置の考え方

交通網配置については、緑地空間配置の考え方を踏まえた上、幹線道路網は上位計画を基本とし、公共交通軸は跡地における整備効果を高めることを目標として、交通網の「配置方針」を取りまとめ

① 主要幹線道路（中部縦貫道路、宜野湾横断道路）のルートの配置

- 「沖縄県総合交通体系基本計画（素案）（沖縄県/令和4年1月）」、「中南部都市圏都市交通マスタープラン（沖縄県/平成21年3月）」等に位置づけられている主要幹線道路の計画の具体化に向けた現段階の検討成果を基本とし、「空間構成の方針」においては、「中部縦貫道路」を拠点形成や物流交通を支援しまちづくりの骨格となる道路として、跡地内を縦貫する位置に、「宜野湾横断道路」を西海岸地域と跡地、東海岸地域を連結し宜野湾市の東西都市軸を形成する道路として、跡地を横断する位置に配置

※なお、現段階では、道路部局において検討中の資料等にもとづき、「中部縦貫道路」及び「宜野湾横断道路」の配置等を想定するが、引き続き、配置・規格・構造等についての検討を継続する

② 跡地と周辺市街地にまたがる幹線道路網（都市幹線道路、地区幹線道路）の配置

- 「宜野湾市都市計画マスタープラン（宜野湾市/令和3年12月改定）」による交通体系の整備方針を基本とし、「Ⅲ 計画づくりの方針」にもとづく宜野湾市全体の新しい幹線道路網の構築を目標として、跡地利用として望ましいルートの修正や追加を行い、跡地と周辺市街地の一体性に配慮して幹線道路（都市幹線道路、地区幹線道路）を配置

※なお、現段階での幹線道路（都市幹線道路、地区幹線道路）配置の想定であり、立ち入り調査結果や土地利用及び機能導入等の見通しを踏まえ、柔軟に変更を行うものとする

③ 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の配置

- 公共交通軸は、国や県による「鉄軌道」に関する計画を基本とし、「Ⅲ 計画づくりの方針」にもとづく跡地における公共交通網の整備効果を最大限に発揮させることを目標として、広域的な集客拠点や居住ゾーンとの近接性に配慮して配置

※なお、現段階では、「鉄軌道等導入課題検討基礎調査・詳細調査（内閣府）」の検討成果や「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（沖縄県/平成30年5月）」等の考えを基本とし、跡地利用内での構造形式や事業推進上の課題等を想定した検討等を踏まえ、公共交通軸として、「鉄軌道」が導入されることを想定し、その配置として、中部縦貫道路と一体的な配置（地区中心部に駅を配置）を想定する。引き続き、公共交通軸のあり方についての検討を継続する

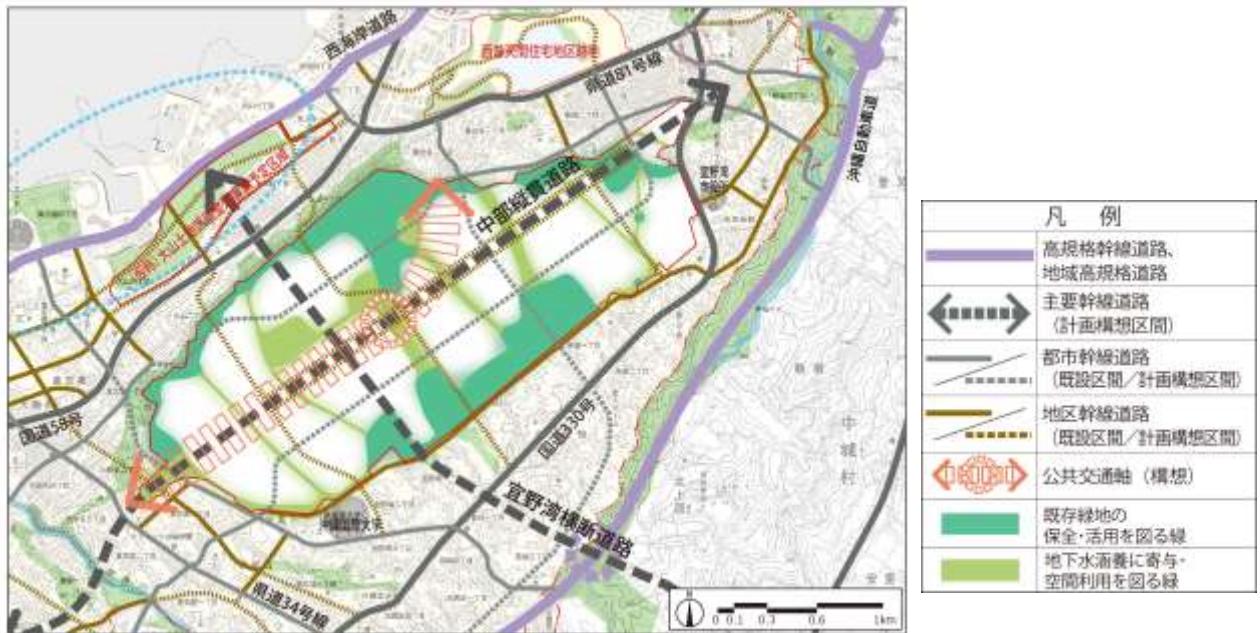


図-10 交通網の配置パターン

4. 「配置方針図」の作成

1) 「配置方針図」の作成

要素別の「配置方針」を重ね合わせて、跡地の緑地の区域、跡地の土地利用ゾーン区分及び跡地と周辺市街地にまたがる交通網のルートで構成する「配置方針図」を作成

① 「配置方針図」の作成

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ」から更新した、緑地空間、土地利用ゾーン、交通網の3要素の「配置方針」の重ね合わせにより「配置方針図」を作成
- ・ 配置方針図の作成においては、以下に配慮
 - (i) 活用すべき自然・歴史特性を「公園・緑地」として確保することを最優先とする
 - (ii) 跡地内外を貫く広域的な都市基盤（主要幹線道路、鉄軌道を含む新たな公共交通軸）の配置にあたって、地形等の物理的制約によりやむを得ず(i)の確保が困難な場合においては、極力、活用すべき自然・歴史特性の保全・活用に努める
 - (iii) 緑地空間は、(i)で確保する「公園・緑地」のみならず、土地利用ゾーンと一体で創出する
- ・ なお、現段階での現況把握等にもとづく配置のため、具体的には立ち入り調査の結果を踏まえて今後更新する

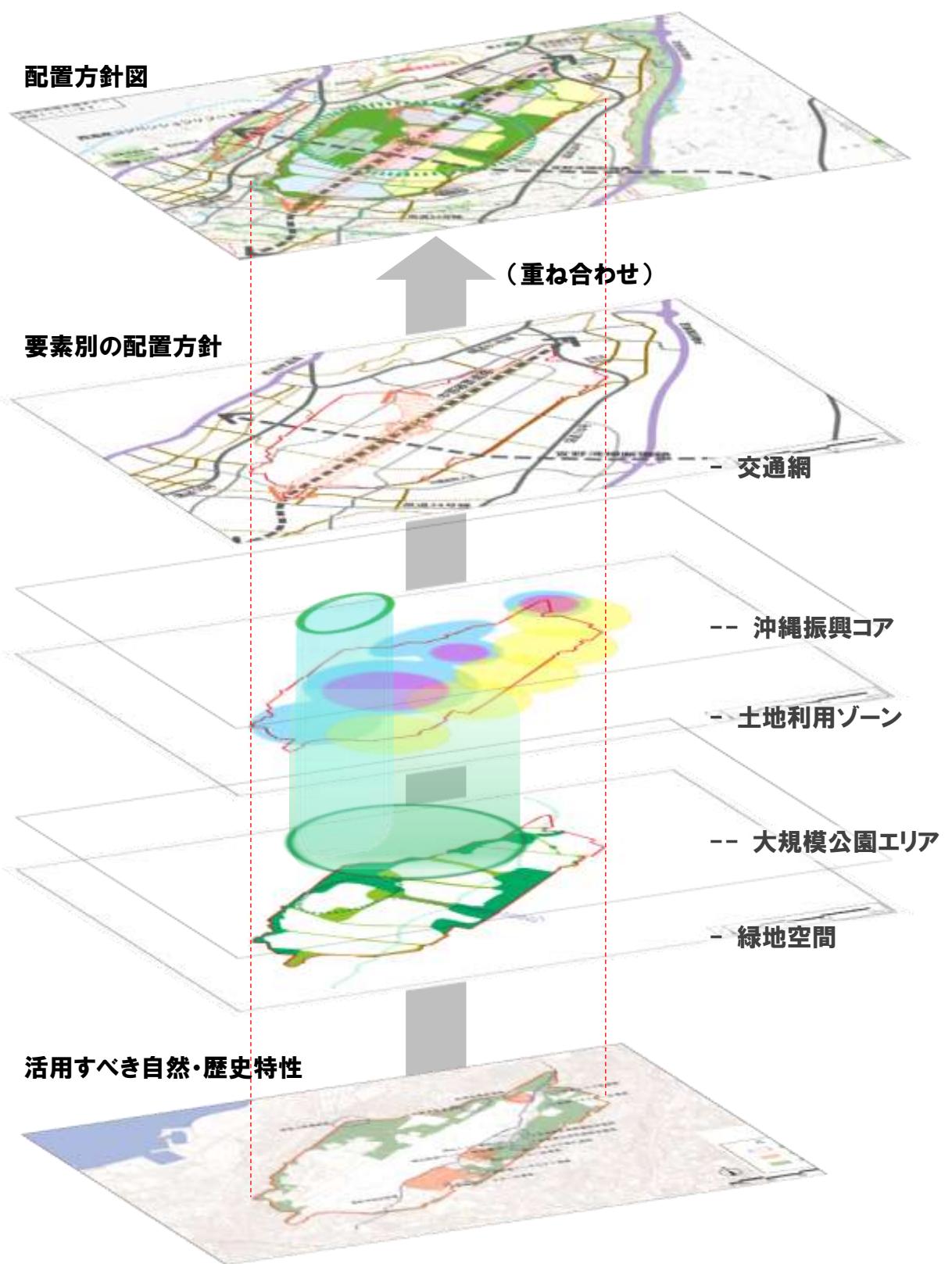


図-11 配置方針図の作成イメージ

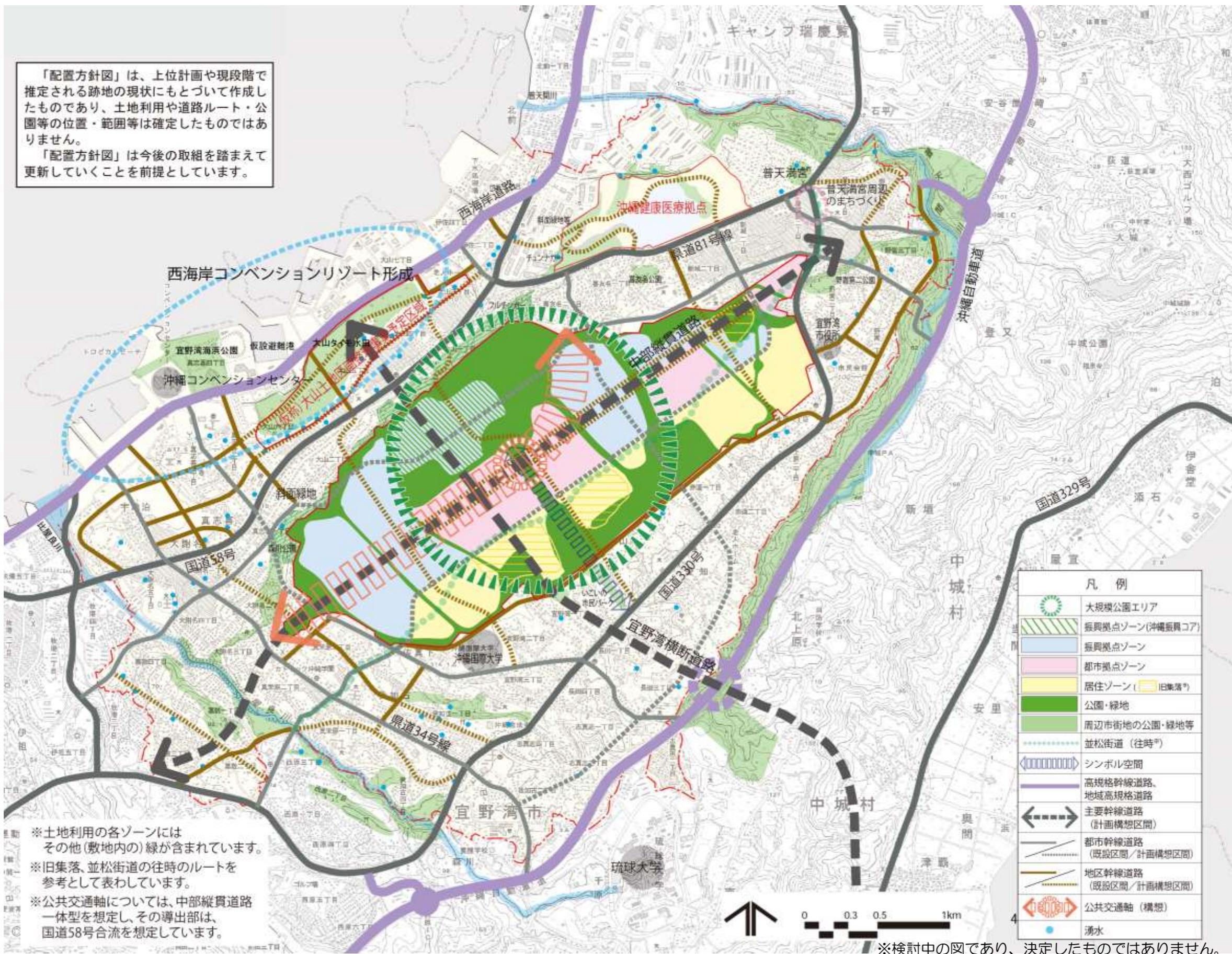
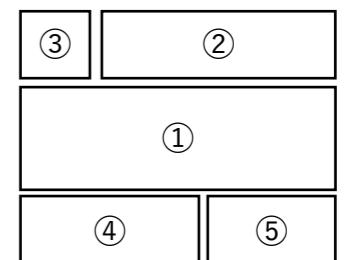


図-12 配置方針図



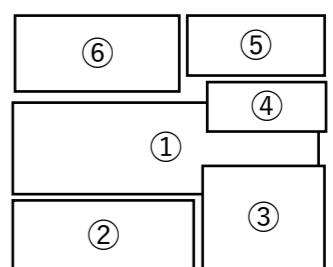
図-13 イメージスケッチ「振興拠点ゾーン」

- ①大規模公園エリアの中核となる沖縄振興コアの全体イメージ。豊かな緑の中、新たな産業関連施設が集積し、創造と交流の場を形成する。
- ②世界から多才な人材が集い、国際交流や国際協力が活発に行われる。
- ③先進的な研究が展開される。
- ④国内外の企業や研究機関との連携で、研究開発からイノベーションが育まれる。
- ⑤世界から先端的な企業が立地し、リゾートコンベンションが活発に開催され、国際ビジネス・交流拠点が形成。研究とビジネスの連携・交流により、研究成果が社会実装へつながる。
- ⑥自然豊かな魅力的な空間、アートのある環境が人々の創造性を刺激する。



- ①都市拠点のイメージ。交通結節点と集客施設や市民サービス施設が一体となり、魅力的で利便性が高い新たなまちの核となる。
多様な移動手段が接続し、シームレスな移動環境が確保される。
- ②オフィス、店舗、公共施設などが魅力的に混在するミクストユースが、新しいライフスタイルにもつながるコンパクトで魅力あるまちを生む。
- ③便利なまちなかにありながら緑豊かな都心共同住宅。多様な層が住まい、持続的なまちづくりを支える。
- ④身近なイベントが行われる市民広場。市民や観光客が思い思いに楽しみ、交流が生まれる。
- ⑤広域集客拠点が備わり、周囲のまちにも多彩な賑わいが生まれる。

図-14 イメージスケッチ「都市拠点ゾーン」



- ①住宅を中心とする街区のイメージ。ゆとりある住宅地には豊かな緑が育ち、環境と調和した住みやすく魅力的なまちが形成される。
- ②地域で大切に継承されているカーや御嶽などを活かした公園では、歴史文化に身近に親しむことができる。
- ③首里城と普天満宮を結ぶ重要な歴史の道であり、美しい松並木で知られた並松街道の風景が継承され、跡地のシンボルの一つとなっている。
- ④綱引きなどの民俗文化を通して、新たなまちに住まう人々のつながりが生まれる。
- ⑤地域活動の拠点となるコミュニティ施設。最先端技術を柔軟に導入し環境に配慮したデザインともなっている。
- ⑥居住ゾーンから都市拠点を見通す緑地空間に、緑豊かなまちが実感できる。

図-15 イメージスケッチ「居住ゾーン」

V 今後の取組内容と手順

今後、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」をもとに、関係者との合意形成、新たな機能誘致の検討、基地内の立ち入り調査等に取り組み、跡地利用の実現に向けた課題にも対応しつつ、分野別の計画づくりの熟度を高めて、「跡地利用計画」を策定

ここでは、これまでの検討成果にもとづき、跡地利用計画策定に至る「計画内容の具体化」段階等における主要な取組の内容や手順等を取りまとめ

1. 今後の取組内容の基本的な考え方

跡地利用計画の策定に向けた「計画内容の具体化」段階の考え方を整理し、跡地利用の実現に向けた取組時期を明示

1) 「計画内容の具体化」段階の考え方

跡地利用計画の策定時期を見込み、返還スケジュールとの関係等に配慮した跡地利用計画の策定に向けた「計画内容の具体化」段階の考え方を整理

① 跡地利用計画の策定時期

- 返還にあわせて跡地利用計画を策定するものとし、策定には3年程度の期間を要することを想定

② 「計画内容の具体化」段階の考え方

- 返還の見通しが不確定なことから、返還スケジュールとの関係等に配慮した取組のステージ（段階）を設定し、取組内容を整理
- 返還の見通しがたつまでは、「全体計画の中間取りまとめ（最新版）」にもとづき、必要となる取組を継続的に展開しながら、状況の変化や計画条件の見通し状況に応じた「全体計画の中間取りまとめ」の更新を適宜行う（この期間を「構想段階」とし、「全体計画の中間取りまとめ」の最終更新版は「全体計画」と呼称する）
- 返還時期が見えた段階で、計画内容を更新した「全体計画」策定後、跡地利用計画の策定に向けた検討に着手する（この期間を「計画段階」とする）
- 返還後、支障除去期間を経て開発事業に着手することになるが、返還にあわせた跡地利用計画策定後、支障除去期間に事業化に向けた取組（手続き等）を行い、引渡し後、速やかに開発事業に着手・推進できるよう準備を整える（返還から引渡しまでの期間を「事業化段階」、引渡し後を「実現段階」とする）
- 本計画においては、特に「計画内容の具体化」に取り組む当面の第一ステージ「構想段階」の取組内容や手順を示す

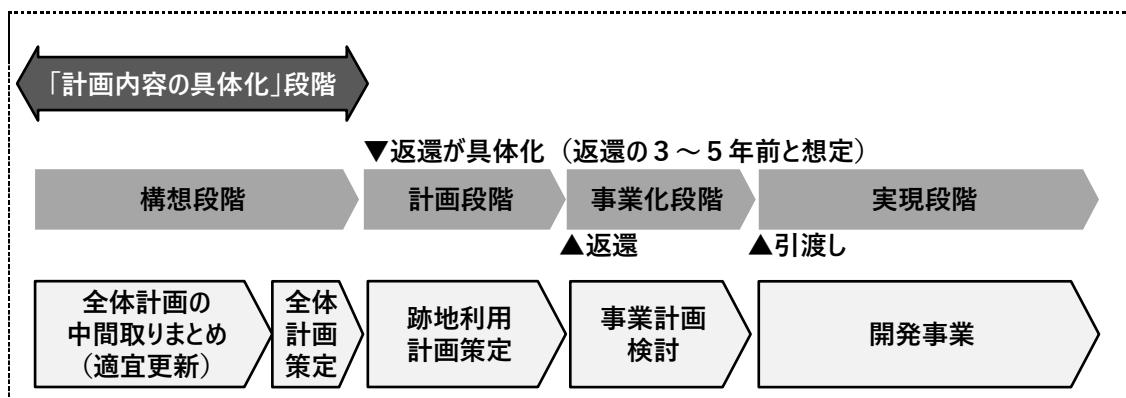


図-16 取組ステージ（段階）の考え方

2) 「跡地利用の実現に向けた取組」の考え方

「I 跡地利用の目標と実現に向けた取組」の「2. 跡地利用の実現に向けた取組」として位置づけた取組事項について、取組時期を明確化

取組1)「沖縄振興に向けた新たな需要の開拓」

- 沖縄振興に向けた新たな需要の開拓は、土地活用の時間軸が明らかになる「計画段階」から深化を図り、取組を通して「新たな需要の見通し」を明らかにし、計画条件を更新

取組2)「世界に誇れる優れた環境の創造」

- 世界に誇れる優れた環境の創造は、今後も継続的に取り組み、「立ち入り調査による現況の把握」や「広域的な都市基盤整備にかかる計画の具体化」等の計画条件を更新

取組3)「機能誘致等と土地活用の促進に向けた計画的な用地供給」

- 機能誘致等と土地活用の促進に向けた計画的な用地供給は、土地活用の時間軸が明らかになる「計画段階」から深化を図り、取組を通して「用地供給の見通し」を明らかにし、計画条件を更新

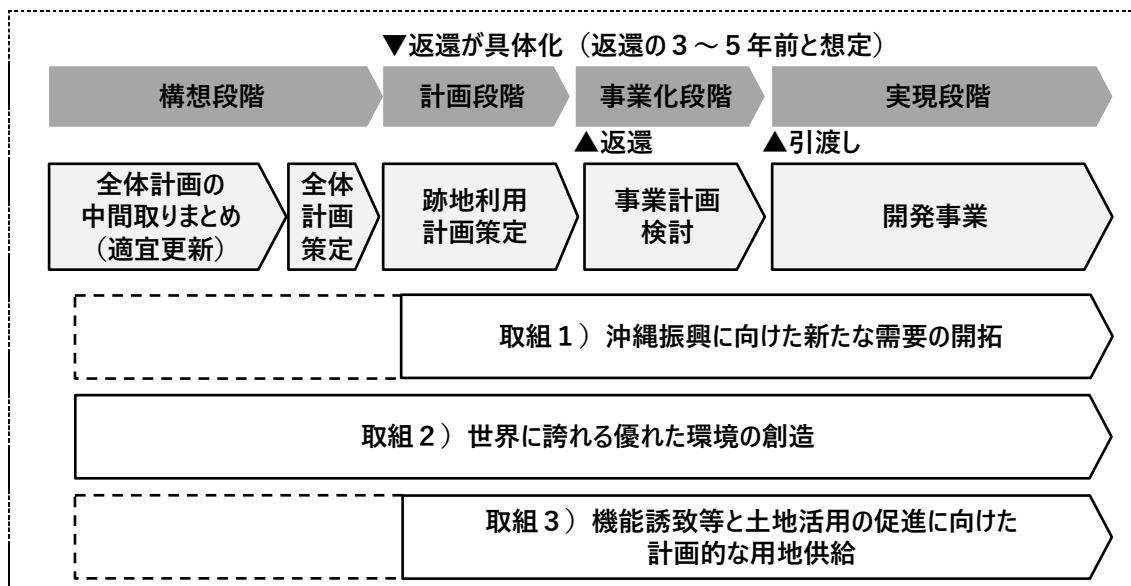


図-17 「跡地利用の実現に向けた取組」の時期

2. 今後の計画内容の具体化に向けた取組方針

「全体計画の中間取りまとめ」をもとにした取組方針を継続的に展開するとともに跡地の将来像実現に向けたしくみづくりも必要

1) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の理解と考え方の共有及び意見聴取

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に対する跡地利用関係者との間で、計画への理解と考え方を共有していくとともに、様々な周知や意見交換の場を通じて、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を継続的に整理

① 県民・市民

- ・ 県民フォーラム、県・市ホームページ等を通じて、県民・市民の計画への理解促進と考え方の共有化を図りながら、感想、意見等をくみ取り、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を整理

② 地権者

- ・ 地権者懇談会や若手の会等との意見交換会の開催等を通じて、地権者の計画への理解促進と考え方の共有化を図りながら、意見を聴取し、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を整理

③ 関係行政機関等

- ・ 関係行政機関との連絡・調整会議等を通じて、計画への理解促進と考え方の共有化を進めるとともに、今後の計画づくりに関連する取組事項や関連計画の進捗等、今後の計画づくりに反映すべき事項や共有すべき事項を整理

2) 「計画内容の具体化」段階等における「行程計画」の更新及び実行

1) による今後の計画づくりに反映すべき事項への対応を含めて、取組の内容・体制を再確認した上で、今後の取組のロードマップである「行程計画」を更新

① 取組内容の具体化

- ・「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の「Ⅲ 計画づくりの方針」において位置づけた分野別の計画内容の「今後の取組の方向」の推進に向けて必要な情報収集や重要な検討課題を整理
- ・また、SDGs や脱炭素社会の実現等の世界規模での取組や県土全体での取組等の動向を捉えながら、世界に誇れる魅力を備えた「みどりの中のまちづくり」の実現に向けた検討課題を整理

② 取組体制の構築

- ・「行動計画」の「取組体制」に示されている関係行政機関を中心として、地権者、跡地利用参加者等を加えて、今後の計画づくりに向けた分野別の「取組体制」を再確認

③ 「行程計画」の更新

- ・「全体計画の中間取りまとめ」における取組方針にもとづき作成した「跡地利用計画の策定に向けた行程計画」の更新版として、構想段階（「計画内容の具体化」段階）、計画段階の取組内容について、取組の手順（前後関係）等に配慮しつつ、詳細化

④ 「行程計画」にもとづく取組の継続

- ・更新した「行程計画」にもとづき、継続的に取り組む（実行する）とともに、検討の進捗や返還時期の見通し、社会経済動向の変化等に応じ、適宜、行程計画を更新

3) 跡地整備の実現に向けたしくみづくり

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に掲げる跡地の将来像の実現に向け、跡地整備に関するスキーム（しくみ）を検討した上で、跡地整備の実現可能性から見た課題を抽出し、今後の取組に反映すべき事項を整理

① 跡地の将来像実現に向けたしくみづくりの検討

- ・「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に掲げる跡地の将来像「世界に誇れる優れた環境の創造～みどり（歴史・縁・地形・水）の中のまちづくり～」の実現に向けて、事業展開を想定の上、公民連携も含めた実効性の高い跡地整備に関するスキーム（しくみ）を検討

② 課題の抽出と反映

- ・スキーム（しくみ）の検討をもとに、跡地整備の実現可能性を検証の上、跡地整備から見た課題を抽出し、今後の取組に反映すべき事項を整理

3. 「計画内容の具体化」に向けた継続的な取組

計画への理解促進と意見聴取を行うとともに、「Ⅲ 計画づくりの方針」において位置づけた「今後の取組の方向」に継続的に取り組み、その成果を計画づくりに反映

1) 合意形成の促進及び県内外に向けた情報発信

継続的な県民・市民・地権者等との様々な周知や意見交換の場を通じ、計画への理解を促進するとともに、県内外に向けた情報を発信

① 合意形成の促進

- ・ 計画内容の理解促進や考え方の共有化を図るため、適宜更新される「全体計画の中間取りまとめ」等を活用しながら、様々な周知や意見交換の場を通じ、県民・市民等の合意形成を促進
- ・ 次代を担う人材の育成に資する取組も推進

② 県内外に向けた情報発信

- ・ 跡地利用に向けた取組を広く発信し、県民・市民等をはじめとする多くの人の理解促進を図り、跡地利用への興味を喚起

2) 地権者の協働による土地活用に向けた取組

地権者等の計画への理解促進・意向醸成を図るとともに、今後の跡地における機能誘致に向けた地権者の土地活用意向を醸成し、地権者の協働によるまとまりある用地供給の見通しや地権者の組織づくり等を促進

① 計画への理解促進や意向醸成

- ・ 計画内容の理解促進や考え方の共有化を図るため、「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」等を活用しながら、地権者等による意見交換やまちづくり情報の収集等を継続

② 地権者に対する土地活用手法等の情報提供

- ・ 地権者の土地活用意向醸成の促進に向けて、跡地における用地需要の見通し、まとまりある用地供給の跡地利用促進効果、地権者参加による開発事例及び地権者が主体となった管理・運営事例等に関する情報を提供

③ 地権者の組織づくり等の促進

- ・ 地権者の土地活用意向を醸成した上で、地権者意向調査等を実施し、土地の共同利用などの地権者との協働による用地供給見通しの確保、事業を見据えた地権者主体の組織づくり等を促進

3) 立ち入り調査による現況把握の促進

自然環境や文化財にかかる計画条件を明らかにするために、早期の立ち入り調査による現況把握を促進

① 計画づくりを推進する上で重要な計画条件

- ・ 普天間飛行場における自然・歴史特性の重要性や優先性から、計画づくりを推進する上で重要な計画条件となることを認識
- ・ 一方で、広大な跡地であることから立ち入り調査による現況把握に時間と労力を要することに配慮

② 早期の立ち入り調査の実施

- ・ 関係機関への要請活動を通じて、立ち入り調査の実施に向けた環境を整え、必要な調査対象を中心とした現況把握を促進

③ 必要な調査対象の選定と実施体制・手法の確立

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」をもとに必要な調査対象を選定し、実施体制や手法を確立

4) 広域的な都市基盤整備にかかる計画の具体化

国家プロジェクトの導入に向けた取組を推進するとともに、公共用地の先行取得の取組や広域的な都市基盤整備にかかる今後の計画づくりの進捗とあわせて、跡地における計画内容を具体化

① 国家プロジェクトの導入に向けた取組の推進

- ・ 跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、都市機能と融合し、発展を続ける科学技術を導入したこれまでにない大規模公園の整備、「みどりの中のまちづくり」の実現に向けたまちづくり等について、国家プロジェクトの導入に取り組む

② 公共用地の先行取得

- ・ 普天間飛行場の返還後の公共用地（道路や公園等）等を確保するために、跡地利用推進法にもとづく土地の先行取得を実施

③ 広域緑地にかかる新たな整備目標等との整合

- ・ 広域緑地整備にかかる今後の計画づくりとの整合を図り、跡地における計画内容を具体化

④ 主要幹線道路にかかる計画づくりとの連携

- ・ 主要幹線道路にかかる計画の具体化に向けた取組と連携して、跡地における幹線道路網計画の計画条件となるルート・構造等を具体化

⑤ 鉄軌道を含む公共交通システム導入見通しの反映

- ・ 跡地利用計画の計画条件として重要な公共交通軸については、今後の整備見通し（整備時期、ルート・構造等）の進捗を踏まえ、土地利用の計画づくりに反映

5) 「計画づくり」の推進に向けた継続的な取組

「全体計画の中間取りまとめ」以降の検討経過を踏まえ、自然・歴史特性の保全・活用方策にかかる計画の具体化、技術革新への対応の備え、周辺市街地整備との連携に向けた取組等についても継続的に取り組み、その成果を計画づくりに反映

① 自然・歴史特性の保全・活用方策にかかる計画の具体化

- 「並松街道」の位置づけを含む「(仮)歴史をつなぐ暮らしそーン」のあり方、地下空洞の跡地利用上の影響等について、継続的に検討及び技術検証を深化

② 技術革新への対応への備え

- 最先端の技術やしくみを柔軟に取り入れたまちづくりの推進に向け、継続的に情報を収集
- 国や最先端技術に取り組む企業と連携し、実証実験・社会実装の場としての活用に向けた手法等を検討

③ 周辺市街地整備との連携に向けた取組

- 周辺市街地が保有する課題解決にもつながる跡地と一体となった周辺市街地の再編に向け、跡地内外にまたがる都市基盤等についての継続的な検討の深化とあわせて、先行的に着手すべきエリアの選定や市街地再編等に関する計画へ反映

6) 機能誘致等に向けた取組

戦略的な振興拠点形成のあり方を検討の上、地権者の協働による用地供給見通しをもとに、県内外からの需要開拓に向けた情報発信を行い、機能誘致の見通しを明らかにするとともに、産業等の創出にかかる方策を検討し、土地利用にかかる計画条件を確保

① 戦略的な振興拠点形成のあり方の検討

- 中南部都市圏の中心の拠点空間にふさわしい「沖縄振興コア」等のあり方、導入機能や企業誘致に効果的な制度活用等について、継続的に検討を深化
- 大規模公園と一体となり、人や企業に選ばれる先進的でサスティナブルな基盤を備えた新たな産業創出の場となる振興拠点の形成に向けた検討を深化

② 県内外に向けた「跡地利用情報」の発信

- 「全体計画」をもとに、県内外に発信する「跡地利用情報」を取りまとめ、多様な情報発信手法を活用して、効果的な時期等に配慮して発信

③ 機能誘致等見通しの確保と計画の具体化

- 「跡地利用情報」の発信とあわせて、県内外の開発事業者、企業、来住者から跡地への立地意向を聴取するとともに、国等とも連携して産業等の創出にかかる方策等を検討し、跡地利用に期待される産業・住宅等の機能誘致及び発展の見通しを確保した上で、振興拠点ゾーンをはじめとした土地利用計画を具体化

4. 跡地利用計画の策定

「構想段階」での取組にもとづき、跡地利用計画の策定に向けた分野別の計画内容の更新・詳細化に取り組み、「全体計画」を作成の上、「跡地利用計画」を策定

1) 分野別の計画内容の更新・詳細化

新たな計画課題・計画条件への対応による計画内容を更新した「全体計画」を作成の上、跡地利用計画に必要な計画の詳細化に取り組み、分野別の計画内容を取りまとめ

① 新たな計画課題や計画条件に対応した計画内容の更新

- ・ 2. の取組を通じて明らかにされた計画課題や3. による計画条件の修正・追加に対応して、県民・市民の意向把握や地権者、関係行政機関等の合意を得ながら構想段階の最終更新版となる「全体計画」を策定

② 跡地利用計画の策定に向けた計画内容の詳細化

- ・ ①により策定された「全体計画」の内容にもとづき、開発事業の前提条件や都市基盤施設の規模・構造・配置、導入が想定される機能等を設定するなど、跡地利用計画の策定に向けて、計画内容を詳細化

2) 跡地利用計画の策定

「跡地利用計画（案）」をもとに跡地利用関係者の合意形成を図り、「跡地利用計画」を策定

- ・ 新たな計画課題や計画条件に対応した計画内容の更新を行い、地権者等の合意形成の取組や県民・市民の意向を把握しながら沖縄県と宜野湾市が「跡地利用計画（案）」を作成
- ・ 「跡地利用計画（案）」をもとに、跡地利用関係者の合意形成を図り、沖縄県と宜野湾市が共同して「跡地利用計画」を策定
- ・ なお、跡地の規模から、都市計画の手続きに併せ、法にもとづく環境影響評価（環境アセスメント）手続きが必要

參考資料

参考資料-1 普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会(以下「委員会」という。)は、沖縄県及び宜野湾市が策定した「全体計画の中間取りまとめ」(平成25年3月)及び「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(事務局案)」(令和3年3月)をもとに、普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(委員会案)」の作成に係る検討を行うことを目的に設置する。

(委員会組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 学識経験者、専門家
- (2) 地権者代表
- (3) 県、市の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表して、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時はその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長が必要であると認めたときは、委員以外のものを出席させることができる。

4 委員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあっては代理の者を出席させることができない。

5 委員会の開催方法については、Web方式及びその他、委員長が指定する方式において開催することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課及び宜野湾市基地政策部まち未来課において処理し、「普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託」の受託者がこれを補佐する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月7日から適用する。

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会 委員名簿
(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 所属・役職等 | 専門 |
|--------|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 学識経験者 | 岸井 隆幸 きしい たかゆき | 日本大学理工学部特任教授 | 都市開発 都市交通 |
| 学識経験者 | 池田 孝之 いけだ たかゆき | 琉球大学名誉教授 | 都市計画 公園緑地 |
| 学識経験者 | 池田 栄史 いけだ よしひ史 | 國學院大學研究開発推進機構教授 | 考古学 琉球文化 |
| 学識経験者 | 宮城 邦治 みやぎ くにはる | 沖縄国際大学名誉教授 | 自然環境 |
| 学識経験者 | 小野 尋子 おの ひろこ | 琉球大学工学部教授 | 都市計画 |
| 学識経験者 | 貢喜屋 美樹 まきや みき | 沖縄持続的発展研究所所長 | 都市政策 |
| 各種団体代表 | 下地 芳郎 しもじ よしろう | (一財)沖縄観光コンベンションビューロー会長 | 観光 国際交流 |
| 各種団体代表 | 知念 克也 ちねん かつや | 沖縄県情報通信関連産業団体連合会会长 | 情報 |
| 各種団体代表 | 金城 傑 きんじょう すぐる | (公社)沖縄県建築士会 会長 | 建築 |
| 市民代表 | 奥屋 勝広 おくや かつひろ | ねたてのまちベースミーティング会長 | 市民関係者 |
| 地権者関係者 | 大川 正彦 おおかわ まさひこ | 普天間飛行場の跡地を考える若手の会会長 | 地権者関係者 |
| 地権者代表 | 又吉 信一 またよし しんいち | 宜野湾市軍用地等地主会会长 | 地権者 |
| 行政 | 宮城 力 みやぎ つとむ | 沖縄県企画部長 | 企画 |
| 行政 | 松田 了 まつだ さとる | 沖縄県環境部長 | 環境 |
| 行政 | 嘉数 登 かかず のぼる | 沖縄県商工労働部長 | 産業・情報 |
| 行政 | 島袋 善明 しまぶくろ よしあき | 沖縄県土木建築部長 | 土木・建築 |
| 行政 | 安藤 陽 あんどう よう | 宜野湾市理事兼企画部長 | 企画 |
| 行政 | 石川 康成 いしかわ やすなり | 宜野湾市建設部長 | 建設 |
| 行政 | 国吉 孝博 くによし たかひろ | 宜野湾市市民経済部長 | 市民経済 |
| 行政 | 米須 良清 こめす りょうせい | 宜野湾市基地政策部長 | 基地政策 |
| オブザーバー | 館 圭輔 たち けいすけ | 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（政策調整担当）付企画官 | |
| オブザーバー | 長嶺 光男 ながみね みつお | 沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長 | |

終わりに - 第2回中間取りまとめからの挑戦 -

「全体計画の中間取りまとめ」が策定された平成25年3月から、県民・市民への情報発信や地権者合意形成の取組とあわせて、統合計画で示された返還時期を目標とする行程計画を作成のうえ、計画内容の具体化に向けた取組を進めてきた。

諸般の事情により予定された返還時期が後ろ倒しされ、計画の前提条件となる基地内立ち入り調査による現況把握が実現できない中ではあるが、今回の「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（委員会案）」では、「世界に誇れる優れた環境の創造～みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり～」を将来像に掲げ、時代や状況の変化を受け入れる柔軟性を持つつ、普天間飛行場跡地が有する資源を最大限に活かす「搖るぎないまちづくりの方向性」を示したところである。

その意味では、今、我々は、この将来像の実現に向けたチャレンジへの新たなスタートを宣言したと言えるであろう。

今後も時間の経過とともに跡地を取り巻く環境には様々な変化が生じる可能性がある。こうした変化に柔軟に対応するためにも、返還時期が未確定となって生まれた時間（機会）を積極的にとらえて有効に活用し、引き続き、跡地利用計画の深化に、戦略的・能動的に取り組むことが重要である。

具体的には、当面、

- ・パーソントリップ調査をはじめ広域的な交通基盤に関する計画づくりが進むので、常に跡地利用計画との調整・整合を図るよう強く働きかけること
- ・本跡地利用は、地元のみならず県土全体・国土全体においても非常に重要であるので、県の振興計画や国の政策との連携を積極的に模索すること
- ・「未検証のまま懸念されている課題」（例えば、土木建築工事が琉球石灰岩層や地下水に与える影響等）に対する検証と実効性ある解決策を模索すること
- ・「時間がかかることが懸念されている課題」（例えば、文化財調査、広域的施設の用地確保、跡地活用のための人材育成等）に対するプログラムの検討や試行的実践等を模索すること

等の取組が求められるが、あわせて跡地内に権利を持たれる方々の生活設計に結び付くきめの細かい対応・制度設計、広く世界を意識した戦略的な企画を積極的に動かしてゆく取り組みも必要である。

この広大な基地跡地を、郷土・県土・国土の振興にどのように活用するのか、地元・県・国の政策スケジュールを常に意識しながら、そして地権者の方々の想い・世界の変化にも柔軟に対応しつつ、引き続き、跡地計画の内容をさらに一段と進化させなければならない。

我々は、ここに今一度新たな挑戦へのスタートを宣言した。
是非、この「目指すべき将来像の実現」を皆様とともに勝ち取りたい。

令和4年3月

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会

委員長 岸井 隆幸

参考資料-2 用語集

A～Z

A I (P44)

Artificial Intelligence（人工知能）の略。これまで人間にしかできなかったような推論・判断などの知的な機能を人工的に再現するもの。また、これらの機能を備えたコンピューターシステム。

DX（デジタルトランスフォーメーション）(P4)

Digital Transformation の略。「進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する」というもの。

I C T（高度な情報通信技術）(P44)

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術。

I o T (P44)

Internet of Things（モノのインターネット）の略。様々なモノがインターネットに接続することを指す。モノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

L C C M（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅 (P31、42)

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も

含めライフサイクルを通じてのCO₂の収支をマイナスにする住宅。

MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス) (P42)

Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略。地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

M I C E (P29)

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

Park-PFI（公募設置管理制度）(P20)

公園のパブリックスペースを整備・運営する民間事業者を公募により選定する制度。

SDGs（持続可能な開発目標）(P4、8、19、73)

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するためにはじめた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成。

Society5.0（超スマート社会）(P4、31、44)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

ZEB・ZEH (P31)

ZEBはnet Zero Energy Building、ZEHはnet Zero Energy Houseの略。建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間でのエネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。

あ行

新しい生活様式 (P4)

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」からの提言（令和2（2020）年5月4日）で示された新型コロナウイルスを想定した生活様式（一人ひとりの基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイル）

イノベーション (P18、42、44)

まったく新しい発想、革新的な手段・方法（の創造）、新機軸などの意味。画期的な新技術やまったく新しい物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すこと。

インバウンド (P4)

外国人が訪れてくる旅行のこと。

御嶽林 (P22)

沖縄で神を祀る聖所のことを御嶽（うたき）という。多くは樹木がうっそうと茂った自然林の中につくられ、御嶽と自然林（御嶽林）がともに維持されてきた。

戦後は、軍事基地建設や諸開発などにより多くの御嶽林が喪失し、御嶽そのものの保存が困難になっている面もある。

インクルーシブ (P18)

包摂性。属性、ニーズなどの多様性を認めあうこと。

2015年国連サミットで採択された、誰一人取り残さない社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」では、インクルーシブな考えを前提。

エイサー (P31)

沖縄本島・周辺の島々の盆踊で、呼称は囃子言葉の「エイサー」から来たもの。旧暦7月15日宵の頃に、ウークイ（精霊送り）を済ませた青年たちが集落の広場に集まり、エイサーを踊りながら各戸を巡って先祖供養をする。

エネルギーの面的利用 (P42)

個々の建物ではなく、面的な複数の建物間で電力や熱の融通を行うシステムのこと。

エネルギー管理システム (P43)

エネルギー管理体系であり、エネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みのこと。

か行

環境影響評価（環境アセスメント）(P77)

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが、事業の実施前にあらかじめ調査・予測・評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

灌水 (P23)

水をそそぐこと。特に、草木、農作物などに水をそそぎいれること。

涵養 (P17、19、23、25、39、43、48、54、57、58、59)

雨水など地表にある水が地下にしみわたって帯水層（たいすいそう）に供給されること。

極相林 (P54)

植物群落が遷移を経て極相に達した林。群落全体で植物の種類や構造が安定し、大きく変化しなくなった森林。

グリーンインフラ (P42、50)

社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

高次都市機能 (P9)

都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象とする施設などにより、多くの人々に教育、文化、医療、行政、産業、交通、情報等について質の高いサービスを提供できる機能のこと。

さ行

再生可能エネルギー (P21、43、50)

石油や石炭、天然ガスといった有限で枯渇の危険性を有する化石燃料とは異なり、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスといった自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

在来植生 (P19、25、54)

長年他の地方の品種と交配されず栽培されてきた植物の集団。

サステイナブル (P76)

持続可能な。

シマの基層 (P2、17、20、24、31)

「普天間公園（仮称）への提言書」（平成29年3月、普天間公園（仮称）懇談会）で示された概念。固有の自然環境とその風土に育まれた暮らしの知や精神文化、それらが形となった御嶽や湧水、集落構造など、琉球の文化の基層となるものを指す。

シームレス (P42、50)

途切れのない、継ぎ目のない等の意味。「シームレスな移動」とは、複数の交通機関や交通手段をスムーズに乗り継げるようにすること。

蒸暑地域 (P21、P42)

建築物省エネルギー法における地域区分8地域に該当。亜熱帯海洋性気候に属し、高温多湿で年間の気温差は小さく、冬季でも16°C前後の暖かさで、10°Cを下回る日がほとんどない。夏季は30°Cを大幅に超える日は少なく、相対湿度は高い。台風の常襲地域であり、年間を通じて風は強く、梅雨期以外でも雨は比較的多く降る地域。

宿道 (P24、P53)

王府のある首里を起点として地方にのびる公道で、各間切の番所（現在の町村役場）と番所を結んだ主要な道路。

スマートグリッド (P43)

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけ、相互に接続・通信することにより、それらの情報を活用して従来よりもきめ細かな制御を行う送配電システム。

スマートシティ (P9、43、44)

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメントの高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。

井泉 (P24)

井戸、または、井戸水。

生態系ネットワーク (P19、22、42、54)

生きものの生息に十分な規模の「核となる地域（コアエリア）」、および、それを取り巻く「緩衝帯（バッファーゾーン）」を適切に配置・保全するとともに、これらの生物生息・生育空間の「つながり（コリドー）」を確保すること。

生物多様性 (P42、58)

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。国際条約である生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ソフトパワー (P8)

米国ハーバード大学のジョセフ・ナイ教授が提唱した概念。軍事力などの強制的な力により他国に影響力を及ぼすハードパワーに対し、文化、価値観、イデオロギーなど目に見えない間接的な影響力を拠り所にした力を指す。
沖縄のソフトパワーとしては独自の歴史・文化、健康・長寿、豊かな自然環境、ユイマールの精神や平和を望む県民の心などが挙げられる。

た行

ダイナミズム (P7、P29)

そのものがもつ力強さ。アジアのダイナミズムとは、中国をはじめアジア諸国において急速に発展・拡大する経済成長のこと。

多元的 (P27)

物事の要素・根源がいくつもあること。

脱炭素社会（カーボンニュートラル）(P4、21、42、73)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会。

令和2（2020）年10月に政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言。

地域制緑地 (P22、P48、P59)

農地や水面などのオープンスペース。土地所有の状況（公共用地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。

地下水涵養手法 (P39、43)

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

ドリーネ (P55、56)

カルスト台地のあちこちにある地面がすり鉢状にへこんだ所。カルスト地形はもともとサンゴ礁が化石化して隆起した地形で、石灰岩で出来ているため水による侵食が激しく、鍾乳洞が出来る過程で地表が陥没する。地表を流れた水は、石灰岩の割れ目から地下にしみ込み、溶食作用を繰り返し、永い間に凹地や鍾乳洞を形成する。この陥没してできた穴がドリーネ。

な行

熱交換システム (P43)

温度の高いものから低いものへ効率的に移動させ、加熱や冷却を行うシステムのこと。

は行

バイオマス (P43)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

ハシゴ道路 (P35)

沖縄県における「道路のアンバランスな使われ方」や「那覇都市圏の深刻な交通渋滞」、「基地などによる東西分断により沖縄自動車道 ICへのアクセス性の低下」等の交通問題を解消するために整備・構築されている、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路のこと。

以下の 4 つの要素により構成される。

①南北を走る強固な【3 本の柱】：国道

58 号、沖縄自動車道、国道 329 号

②柱を支える【東西連絡道路】：浦添西原線、県道 24 号線バイパスなど

③高速道路を使いややすくする IC の増設

④モノレールと高速バスの連携

パッシブデザイン (P42)

建築の設計手法の一つで、地域の気候に応じて、自然の光や日射、風を取り入れる設計により、エネルギー消費量を抑え、快適な室内環境を作り出す手法。

万国津梁 (P17、18、20、21)

「津梁」とはものごとの橋渡しとなるものを指し、「万国津梁」は諸国とのさかんな貿易のさまを表している。「21 世紀の万国津梁」とは、琉球国が築いてきた交流・繁栄・平和を象徴する「万国津梁」を 21 世紀に再構築すること。

ビッグデータ (P44)

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管・解析が難しいような巨大なデータ群。文字や写真など様々な種類・形式のデータが含まれ、これらを解析することでビジネスや社会の様々な場所での活用が期待されている。

ヒートアイランド現象 (P42)

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

フィーダー交通 (P37)

幹線（鉄軌道等）と接続して支線の役割をもって運行される LRT や基幹バス (BRT)、路線バス等。

※LRT

Light Rail Transit の略で、低床式車両 (LRT) の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システム。

※BRT

Bus Rapid Transit（基幹バスシステム）の略。連節バス、PTPS（公共交通車両優先システム）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。

分散型エネルギー・システム（P43）

比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。

ボーダレス（P25、P38、P58、P67）

境界がないこと。

ポノール（P56、57）

石灰岩地域で地上を流れる河流が地下にもぐって伏流となる場所または吸込み口。多量の雨が降って吸込みきれないときは一時的に周辺が湖のようになる。

ま行

間切番所（P16）

「間切（まぎり）」とは、古琉球（12世紀頃～）から1907年まで長期にわたって存続した沖縄独自の行政区画単位で、現在の市町村の区画にほぼ相当する。
「番所（ばんじょ）」とは、間切の行政の拠点となった役所で、現在の町村役場にあたる。

ミクストユース（P28）

多様な用途の複合利用。

未利用エネルギー（P21、50）

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水など、

有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

水収支シミュレーション（P23、25、42、43）

平常時の河川水量の状況や利水の安全度を確認するため行う計算。河川の最下流に位置する基準地点・主要地点やその上流区間の流量を合流量の加算や取水量の減算により求めるもので、付随的に取水の不足量や水源施設（ダム）の貯水量も算出する。

や行

ユニバーサルデザイン（P30、31）

「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物・環境をデザインする」という考え方。

よすが（P24）

身や心を寄せて頼りとすること、ゆかりとすること、また、よりどころとすること。

ら行

ライフサイエンス（P29）

生物体と生命現象を取り扱い、生物学・生化学・医学・心理学・生態学のほか社会科学なども含めて総合的に研究する学問のこと。

リサーチパーク（P28）

研究開発型企業や国の研究機関など、官民の研究施設を中心に立地した研究拠点のこと。

琉球石灰岩層（P23、55）

南西諸島の中部から南部にかけて広く分布する石灰岩の地層。新生代第四紀更新世のサンゴ礁に起源する。

沖縄県では総面積の約 3 割を占め、台地や岬などを形成する。古くから建材として利用され、首里城や石畳の道などで見られる。